

令和 6 年 3 月 14 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和 3 年(ワ)第 28332 号 特許権侵害損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和 5 年 12 月 12 日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第 1 請求

被告は、原告に対し、1000 万円及びこれに対する令和 3 年 12 月 8 日から支
払済みまで年 3%の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

1 事案の要旨

15 本件は、発明の名称を「携帯情報通信装置及び携帯情報通信装置を使用した
パーソナルコンピュータシステム」とする発明の特許（特許第 4555901 号。以
下「本件特許」という。）に係る特許権（以下「本件特許権」という。）を有す
る原告が、別紙被告製品目録記載の各製品（以下、併せて「被告各製品」とい
う。）は本件特許に係る別紙「特許請求の範囲」第 1 項記載の発明（以下「本件
20 発明」という。）の技術的範囲に属するものであり、被告による被告各製品の販
売は本件特許権の侵害に当たると主張して、不法行為による損害賠償請求権（民
法 709 条。損害額につき特許法 102 条 3 項）に基づき、損害額合計 115 億 5700
万円の一部である 1000 万円の損害賠償及びこれに対する令和 3 年 12 月 8 日
（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年 3%の割合による遅延損害金の支
25 払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに後掲の証拠（以下、書証番号は特

記しない限り枝番を含む。) 及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者

ア 原告

原告は、各種情報処理・通信システムの考案・開発等を目的とする株式
5 会社であり、本件特許権を有する。

イ 被告

被告は、通信機器及びその周辺機器の企画、開発、製造、販売等を行う
株式会社であり、被告各製品を消費者向けに販売した。

ウ 被告補助参加人シャープ

10 被告補助参加人シャープは、通信機械器具の製造及び販売等を行う株式
会社であり、被告各製品のうち、ヌ号、ル号及びソ号物件を製造し、被告
に販売した。

エ 被告補助参加人 FCNT

15 被告補助参加人 FCNT は、携帯端末の開発、製造、販売等を行う株式会
社であり、被告から受注した被告各製品を製造して被告に販売した。

(2) 本件特許

ア 本件特許権の設定登録

原告は、平成 17 年 12 月 21 日（優先日平成 16 年 12 月 24 日及び平成 17
年 7 月 28 日、優先権主張国日本）を出願日とする特許出願（特願 2005-
20 367373 号。以下「本件原々出願」という。）の一部を分割して出願した特許
出願（特願 2006-277062 号。以下「本件原出願」という。）の一部を更に分割
して、平成 20 年 6 月 23 日、新たに本件特許の特許出願（特願 2008-162678
号。以下「本件出願」という。）をし、平成 22 年 7 月 30 日、本件特許権の
設定登録（請求項の数 4）を受けた（以下、本件出願の願書に添付された
25 明細書及び図面を併せて「本件明細書」という。）。

イ 平成 28 年の訂正請求

原告は、平成 28 年 5 月 19 日、本件特許に係る特許請求の範囲請求項 1～4 の訂正を求める訂正審判請求（訂正 2016-390069 号事件）をした。

特許庁は、同年 10 月 17 日、特許請求の範囲請求項 2～4 の訂正を認めつつ、同請求項 1 に係る訂正についての審判請求は成り立たない旨の審決をした。

これに対し、原告は審決取消訴訟を提起したが（知的財産高等裁判所平成 28 年（行ケ）第 10257 号事件）、知的財産高等裁判所は、平成 29 年 10 月 19 日、原告の請求を棄却する判決をし、その判決確定により、上記審決は同年 11 月 7 日確定した。

ウ 平成 30 年訂正

原告は、平成 30 年 4 月 9 日、本件特許に係る特許請求の範囲の訂正を求める訂正審判請求（訂正 2018-390070 号事件。訂正の内容は別紙「特許請求の範囲（本件訂正前）」記載のとおり。）をした。

特許庁は、同年 7 月 25 日、上記請求を認める旨の審決をし、同審決は、同年 8 月 2 日確定した（審決確定後の請求項の数 1。以下、この訂正を「平成 30 年訂正」といい、上記審決を「本件訂正審決」という。）。)

エ 本件訂正

原告は、被告補助参加人シャープを請求人とする本件特許に係る無効審判請求事件（無効 2020-800032 号事件）において、令和 3 年 3 月 22 日付け訂正請求書により、特許請求の範囲請求項 1 を別紙「特許請求の範囲」記載のとおり訂正することを求める訂正請求を行った（請求に係る訂正部分は、別紙「特許請求の範囲」の下線部分である。）。)

特許庁は、同年 10 月 12 日、上記訂正請求を認めた上で、無効審判請求を不成立とする旨の審決をした（以下、この訂正を「本件訂正」といい、上記審決を「本件審決」という。）。)

これに対し、被告補助参加人シャープは審決取消訴訟を提起したが（知

的財産高等裁判所令和3年(行ケ)第10139号事件)、知的財産高等裁判所は、令和4年12月19日、被告補助参加人シャープの請求を棄却する旨の判決をし、令和5年1月5日、同判決は確定した。

(3) 特許請求の範囲

5 本件特許の特許請求の範囲請求項1は、別紙「特許請求の範囲」記載のとおりである。

(4) 本件発明の構成要件の分説

本件発明を構成要件に分説すると、以下のとおりである。

- 10 A ユーザーがマニュアル操作によってデータを入力し、該入力データを後記中央演算回路へ送信する入力手段と；
- B 無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信するとともに、後記中央演算回路から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段と；
- 15 C 後記中央演算回路を動作させるプログラムと後記中央演算回路で処理可能なデータファイルとを格納する記憶手段と；
- D 前記入力手段から受信したデータと前記記憶手段に格納されたプログラムとに基づき、前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自らが処理可能なデータファイルとして前記記憶手段に一旦格納し、その
- 20 後読み出した上で処理する中央演算回路と、該中央演算回路の処理結果に基づき、単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み/読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信するグラフィックコントローラと、
- 25 から構成されるデータ処理手段と；
- E 画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示するデ

ディスプレイパネルと、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき前記ディスプレイパネルの各々の画素を駆動するディスプレイ制御手段とから構成されるディスプレイ手段と；

5 F 外部ディスプレイ手段を備えるか、又は、外部ディスプレイ手段を接続するかする周辺装置を接続し、該周辺装置に対して、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき、外部表示信号を送信するインターフェース手段と；

を備え、

10 G' 前記無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理し、前記グラフィックコントローラが、該中央演算回路の処理結果に基づき、前記単一の VRAM に対してビットマップデータの書き込み／読み出し

15 を行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段又は前記インターフェース手段に送信して、前記ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に画像を表示する機能（以下、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記する）を有する、

20 携帯情報通信装置において、

H' 前記グラフィックコントローラは、前記携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記単一の VRAM から「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを

25 伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能と、前記単一の VRAM から「前記ディ

スプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能と、を実現し、

5 I 前記インターフェース手段は、前記グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタル RGB、TMDS、LVDS（又は LDI）及び GVIF のうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有する、

10 J ことにより、

前記外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像」を表示できるようにした、

K ことを特徴とする携帯情報通信装置。

(5) 被告の行為

15 被告は、被告補助参加人らの製造した被告各製品を購入した上、業として販売した。

3 争点

(1) 文言充足の有無（争点 1）

ア 「高解像度画像受信・処理・表示機能」（構成要件 G'）（争点 1-1）

20 イ 「高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」（構成要件 H'）
（争点 1-2）

ウ 「グラフィックコントローラ」（構成要件 D）（争点 1-3）

エ 「単一の VRAM から...読み出し」（構成要件 H'）（争点 1-4）

オ 「記憶手段」（構成要件 C）（争点 1-5）

25 (2) 無効の抗弁の成否（争点 2）

ア 明確性要件違反（争点 2-1）

(ア) 中央演算回路による「処理」及び「必要な処理」(争点 2-1-1)

(イ) グラフィックコントローラによる「書き込み」及び「読み出し」(争点 2-1-2)

イ 訂正要件違反 (争点 2-2)

5 (ア) 「単一の VRAM」の追加 (争点 2-2-1)

(イ) 「高解像度画像受信・処理・表示機能」の追加 (争点 2-2-2)

ウ サポート要件違反 (争点 2-3)

(ア) 「単一の VRAM」等 (争点 2-3-1)

(イ) 「処理」及び「必要な処理」(争点 2-3-2)

10 エ 新規性・進歩性の欠如 (争点 2-4)

(ア) 乙 2 発明を主引用例とする進歩性の欠如 (争点 2-4-1)

(イ) 乙 3 発明を主引用例とする進歩性の欠如 (争点 2-4-2)

(ウ) 乙 4 発明を主引用例とする進歩性の欠如 (争点 2-4-3)

(エ) P900iV 発明を主引用例とする進歩性の欠如 (争点 2-4-4)

15 (オ) 丙 B1 発明を主引用例とする新規性ないし進歩性の欠如 (争点 2-4-5)

(カ) 丙 B9 発明を主引用例とする新規性ないし進歩性の欠如 (争点 2-4-6)

(キ) 分割要件違反に起因する新規性の欠如 (争点 2-4-7)

(3) 原告の損害発生の有無及びその額 (争点 3)

第 3 争点に関する当事者の主張

20 1 争点 1-1 (「高解像度画像受信・処理・表示機能」(構成要件 G'))

(原告の主張)

(1) 被告各製品は、いずれも、ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データを伝達する無線信号を受信し、内蔵グラフィックコントローラが、中央演算回路の処理結果に基づき、SDRAM に対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、これにより生成されたデジタル表示信号を液晶
25 ドライバ等に送信して、外部ディスプレイ等に画像を表示する。

したがって、被告各製品は、「高解像度画像受信・処理・表示機能」（構成要件 G'）を有する。

(2) 特許請求の範囲の記載には、「高解像度画像受信・処理・表示機能」が「テレビ放送を視聴している場合」に実現される機能に限定されることを示唆するような記載はない。したがって、「高解像度画像受信・処理・表示機能」は、
5 「テレビ放送を視聴している場合に実現される機能」に限定されない。また、
そうである以上、「無線通信手段」の意義も、「テレビ放送信号受信手段」に
限定されない。

(被告の主張)

10 否認ないし争う。

「高解像度画像受信・処理・表示機能」（構成要件 G'）は、本件明細書の記載等を斟酌すれば、「テレビ放送を視聴している場合」に実現される機能を意味するものと理解される。

しかるに、二号製品、ホ号製品、チ号製品及びヲ号製品を除く被告各製品は、
15 ワンセグ放送受信用アンテナと対応するチューナーからなるワンセグ受信手段
を備えており、当該ワンセグ受信手段により「テレビ放送の視聴」が実現され
るところ、ワンセグのフォーマットは 320x240 (QVGA 4:3)、320x180 (QVGA 16:9)
であるから、通常規格やハイビジョン規格のテレビ放送を視聴する機能を有し
ない。他方、二号製品、ホ号製品、チ号製品及びヲ号製品は、そもそもワンセ
20 グ受信機能を備えておらず、高解像度画像のテレビ放送を受信することはない。

したがって、被告各製品は、いずれも「高解像度画像受信・処理・表示機能」
を備えておらず、本件発明の構成要件 G' を充足しない。

また、被告各製品の無線通信用メインアンテナは、テレビ信号（ワンセグ放
送信号）を受信することはないため、「無線通信手段」（構成要件 G'）に該当し
25 ない。

2 争点 1-2（「高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」（構成要件

H'))

(原告の主張)

前記 1 によれば、被告各製品は、「高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」(構成要件 H') を充たすといえる。

5 被告各製品は、「無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ画像データ」を伝達する無線信号を受信して画像を表示する」場合には、「高解像度画像受信・処理・表示機能」を実現しないことなどから、被告各製品について、高解像度画像受信・処理・表示機能を実現しない場合は存在する。

10 (被告の主張)

否認ないし争う。

本件特許に係る特許請求の範囲には「高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」(構成要件 H') と規定されているところ、これは、「高解像度画像受信・処理・表示機能」が実現されない場合があることを当然の前提とする。

15 しかし、被告各製品においては、(解像度の大小によらず) 画像を受信し表示するだけであり、「高解像度画像を受信・処理・表示する機能」が仮にあるとしても、当該機能を実現しない場合は存在しない。

したがって、被告各製品は、「高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」(構成要件 H') を充たさない。

3 争点 1-3 (「グラフィックコントローラ」(構成要件 D))

(原告の主張)

(1) 被告各製品は、CPU の処理結果に基づき SDRAM に対してビットマップデータの書き込み/読み出しを行い、読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号を生成し、そのデジタル表示信号を液晶ドライバ等に送信する GPU を有する。この GPU は「グラフィックコントローラ」(構成要件

25

D) に相当する。

したがって、被告各製品は「グラフィックコントローラ」(構成要件 D) を有するといえる。

5 (2) そもそも、グラフィックコントローラとはコンピュータシステムにおいて画像表示を担当する集積回路の総称であり、実現する機能によって CRTC など複数の種類が存在する。コンピュータシステムと心得る被告各製品において、GPU、ビデオ・静止画処理ハードウェア及びディスプレイ手段表示用プロセッサがいずれも画像表示を担当する集積回路であることは、被告自身の説明からもうかがわれる。

10 したがって、被告各製品の GPU、ビデオ・静止画処理ハードウェア及びディスプレイ手段表示用プロセッサは、これらをまとめてグラフィックコントローラと表記・呼称することができる。

(被告及び補助参加人 FCNT の主張)

否認ないし争う。

15 本件特許に係る特許請求の範囲の記載においては、「中央演算回路」及び「グラフィックコントローラ」の具体的内容はいずれも特定されておらず、その構成は不明確である。そこで、本件明細書の記載を斟酌すると、「中央演算回路」と「グラフィックコントローラ」とは別個独立した構成(物理的に分離した複数の部品からなる構成)として設けられており、両者が一体となった構成は開示されていない。そうすると、「中央演算回路」と「グラフィックコントローラ」は、少なくとも別個独立した構成であると解される。

20 しかるに、被告各製品では、画像の信号処理及びデータ処理は単一のモバイルプロセッサにより行われており、これが「中央演算回路」に相当するとしても、モバイルプロセッサと別個独立した「グラフィックコントローラ」に相当する構成は存在しない。したがって、被告各製品は、本件発明の構成要件 D を
25 充足しない。

また、本件発明のグラフィックコントローラは、①ビットマップデータの書き込み／読み出しを行う、②「デジタル表示信号」を生成し、これをディスプレイ制御手段又はインターフェース手段に送信する、という2つの処理を行うものである。これに対し、被告各製品のモバイルプロセッサにおいては、GPUはSDRAMへの書き込み・読み出しを行わず、ビデオ・静止画処理ハードウェアによって本来解像度のままの画像をSDRAMへ書き込み、内部ディスプレイ手段表示用画像処理プロセッサ及び外部ディスプレイ手段表示用画像処理プロセッサによって本来解像度のままの画像がSDRAMから読み出され、それぞれの画像処理プロセッサによって解像度変換が行われて各ディスプレイに出力する。したがって、被告各製品のGPUは、上記①及び②の処理を行わないから、「グラフィックコントローラ」（構成要件D）に相当しない。

4 争点1-4（「単一のVRAMから...読み出し」（構成要件H'）

（原告の主張）

被告各製品のグラフィックコントローラは、SDRAMから液晶ディスプレイの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータを読み出し、これを伝達するデジタル表示信号を生成し、これを液晶ドライバに送信する機能と、SDRAMから液晶ディスプレイの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータを読み出し、これを伝達するデジタル表示信号を生成し、これをMHLトランスミッタに送信する機能と、を実現するものである。

したがって、被告各製品は本件発明の構成要件H'を充足する。

（被告及び被告補助参加人FCNTの主張）

否認ないし争う。

構成要件H'は、「単一のVRAM」に対し、2つの解像度（「同じ解像度」、「より大きい解像度」）の画像のビットマップデータが書き込まれることを前提としている。

これに対し、被告各製品では、SDRAMに保存される画像の解像度は一種類

であり、内部ディスプレイ手段表示用画像処理プロセッサ及び外部ディスプレイ手段表示用画像処理プロセッサの各々が、SDRAM に保存される画像を読み出して解像度変換を行い、液晶ドライバ及びMHLトランスミッタに送信する。すなわち、被告各製品のSDRAM は、2つの解像度の画像のビットマップデータが書き込まれるものではない。

したがって、被告各製品は構成要件 H'を充足しない。

5 争点 1-5 (「記憶手段」(構成要件 C))

(原告の主張)

被告各製品は「内部メモリ」を備えているところ、この「内部メモリ」はCPU (中央演算回路) で処理可能なデータファイルを格納する。

したがって、被告各製品は、「記憶手段」(構成要件 C) に相当する構成を有する。

(被告の主張)

否認ないし争う。

被告各製品のうち、ツ号製品、ネ号製品、ラ号製品及びム号製品は、micro SD カードスロットを備えているが、データファイルを格納する micro SD カードは備えていない。また、ロ号製品及びハ号製品は、micro SD カードスロットすら備えていない。

したがって、被告各製品は、「記憶手段」を備えていないから、本件発明の構成要件 C を充足しない。

6 争点 2-1 (明確性要件違反)

(1) 争点 2-1-1 (中央演算回路による「処理」及び「必要な処理」)

(被告の主張)

本件発明の構成要件 D の「前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い」及び「前記記憶手段に一旦格納し、その後読み出した上で処理する」について、「必要な処理」とは何を意味し、「処理する」とはど

のような処理を意味するのかが不明確である。同様に、構成要件 G'の「前記中央演算回路が...画像データを処理し」についても、「処理」とはどのような処理を意味するのかが不明確である。

また、「該中央演算回路の処理結果」（構成要件 D）が何であるのか、「必要な処理」の結果なのか、「処理する」の結果なのか（又はその双方なのか）が不明確である。

したがって、本件発明は明確であるとはいえず、本件特許は、特許法 36 条 6 項 2 号所定の要件を満たしていない特許出願に対してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものであるから（同法 123 条 1 項 4 号）、原告は、被告に対し、本件特許権を行使できない（同法 104 条の 3 第 1 項）。

（原告の主張）

否認ないし争う。

本件明細書の記載によれば、当業者は、「中央演算回路」が行う「必要な処理」ないし「処理」につき、無線通信手段から受信したデジタル信号又は記憶手段から読み出したデータファイルから、ビットマップデータ等のデジタル画像データに直接対応した信号又はデジタル画像データの生成を命令する描画命令のデジタル信号を含むデジタル表示信号を生成することを意味することが理解できる。

したがって、「処理」及び「処理結果」の意義は明らかである。

(2) 争点 2-1-2（グラフィックコントローラによる「書き込み」及び「読み出し」）

（被告の主張）

本件発明の構成要件 G'につき、「書き込み」とは「該中央演算回路の処理結果」を書き込むことを意味するのかが、また、「読み出し」とは具体的に何を意味するのかが、「該中央演算回路の処理結果に基づき」とはいかなる意味かが、いずれも不明確である。

また、構成要件 D 及び G' の「書き込み／読み出し」はどのように行われるのか、書き込んだものと同じデータが読み出されるのかどうか不明確であるし、「書き込み」を行ったデータとそれを「読み出し」たデータとが異なるとする場合、グラフィックコントローラがどのようにして VRAM のビットマップデータを読み出すのか、また、ビットマップデータのアドレスコントロールなどはどのように行われるのかについても不明確である。

さらに、構成要件 H' につき、「単一の VRAM」に対して、「ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を書き込み、これを読み出すこと、及び、「ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を書き込み、これを読み出すことを意味するのかが不明確である。加えて、「グラフィックコントローラ」が、「単一の VRAM」に対して、「ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を書き込み、また、単一の VRAM から、「ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出しているというのであれば、グラフィックコントローラが具体的にどのようにして VRAM のビットマップデータを読み出すのか、ビットマップデータのアドレスコントロールなどはどのように行うのかが不明確である。

したがって、本件発明は明確であるとはいえないから、本件特許は、特許法 36 条 6 項 2 号所定の要件を満たしていない特許出願に対してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである。

(原告の主張)

否認ないし争う。

本件発明の構成要件 D、G' 及び H' におけるグラフィックコントローラによる「書き込み」と「読み出し」の意義については、少なくとも当業者が理解できる程度には明確である。

7 争点 2-2 (訂正要件違反)

(1) 争点 2-2-1 (「単一の VRAM」の追加)

(被告の主張)

平成 30 年訂正では、構成要件 D に「該中央演算回路の処理結果に基づき、
5 単一の VRAM に対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い」
を付加する訂正がされている。本件訂正においても、構成要件 G' に同様の訂
正がされている。また、平成 30 年訂正では、構成要件 H' に、「前記単一の
VRAM から「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画
像のビットマップデータ」を読み出し」、「前記単一の VRAM から「前記ディ
10 スプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップ
データ」を読み出し」を付加する訂正がされている。

しかし、本件出願当初の明細書等には、「単一の VRAM」という語句はな
く、VRAM が 1 つに限定されるとの記載もなく、また、VRAM を単一にする
ことの技術的意義についても記載がない。

15 したがって、本件発明に「単一の VRAM」という技術的事項を追加した訂
正は、出願当初の明細書等に記載した事項の範囲内においてされたものとは
いえず、その訂正は特許法 126 条 5 項に違反するものであるから、本件特許
は、特許無効審判により無効にされるべきものである(同法 123 条 1 項 8 号)。

(原告の主張)

20 否認ないし争う。

本件明細書【0115】、【0117】、【0127】において、「VRAM」及び「VRAM に
対するグラフィックコントローラの動作」が記載されているところ、これら
の箇所では「VRAM」に「10C」という符号が一貫して付与されている。また、
第 1 の実施形態(【0111】)に係る【図 1】のブロック図には、「10C」という
25 符号が付された「VRAM1」という図形がただ一つだけ記されている。これら
の記載は、「単一」の VRAM が存在することをいうものとして理解し得る。

したがって、「単一の VRAM」を追加した訂正は明細書等に具体的に特定されていない技術的事項を新たに追加したものではない。

(2) 争点 2-2-2 (「高解像度画像受信・処理・表示機能」の追加)

(被告の主張)

5 本件訂正において、本件発明の構成要件 G' 及び H' に「高解像度画像受信・処理・表示機能」を有する旨の限定が追加されている。

これに対し、本件出願当初の明細書等には、無線信号の受信機能と送信機能を有する無線通信手段（構成要件 B、G'）につき、高解像度画像受信の手段とする「高解像度画像受信・処理・表示機能」を有するとの発明の記載は
10 ない。また、同明細書等には、「高解像度画像受信・処理・表示機能」を実現する場合に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、デジタル表示信号を生成してディスプレイ制御手段に送信する」機能を実現するとの発明の記載はない。

このように、本件発明に「高解像度画像受信・処理・表示機能」という技術的事項を追加した本件訂正は、出願当初の明細書等に記載された事項の範囲
15 内においてされたものとはいえない。

したがって、本件訂正は特許法 126 条 5 項に違反するものであり、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものである。

(原告の主張)

20 否認ないし争う。

8 争点 2-3 (サポート要件違反)

(1) 争点 2-3-1 (「単一の VRAM」等)

(被告の主張)

本件明細書には、本件発明の構成要件 D 等の「単一の VRAM」なる語句は
25 存在せず、また、「単一の VRAM」とあえて規定することによる作用効果についても記載がない。

加えて、本件明細書には、構成要件 G'及び H'の「高解像度画像受信・処理・表示機能」を実現する場合に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、デジタル表示信号を生成してディスプレイ制御手段に送信する」機能を実現する発明の記載もない。

したがって、本件特許は、特許法 36 条 6 項 1 号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである（同法 123 条 1 項 4 号）。

(原告の主張)

否認ないし争う。

(2) 争点 2-3-2 (「処理」及び「必要な処理」)

(被告の主張)

本件明細書には、「処理」及び「必要な処理」として、表示画像の画素を補間し又は間引きすることの記載はなく、むしろ、補間や間引きを行わないからこそ、外部ディスプレイ手段を含む周辺装置向けの専用の表示データ生成手段を設ける必要がなくなり、「不合理な二重投資」や「非効率な資源利用」といった課題を解決できるといえる。

このため、本件発明の構成要件 D 及び G'の「必要な処理」及び「処理」について、表示画像の画素を補間し又は間引きを包含するように解釈すると、本件発明は発明の詳細な説明に記載されたものとはいえないことになる。

したがって、本件特許は、特許法 36 条 6 項 1 号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである。

(原告の主張)

否認ないし争う。

9 争点 2-4-1 (乙 2 発明を主引用例とする進歩性の欠如)

(被告の主張)

(1) 乙 2 発明

特開 2000-66649 号公報（乙 2。以下「乙 2 文献」という。）の記載によれば、乙 2 文献には以下の発明（以下「乙 2 発明」という。）の記載がある。

5 1a 画面の座標位置等を入力するペン（タブレット）やマウス等のポインティングデバイス、文字等を入力するキーボード等により構成される入力装置 16 と、

1b プログラム（アプリケーションプログラム、描画プログラム及び OS）を記憶する ROM14 と、プログラムやデータ等の一時使用の記憶領域として使用されるシステムメモリ 12 と、

10 1c ROM14 及びシステムメモリ 12 に格納されたプログラムに従って各種の制御を実行する CPU10 と、

1d 内部表示装置 22 及び外部表示装置 24 で表示させる表示データの記憶領域として使用される表示メモリ 18 と、

15 1e メモリコントローラ 20a、レジスタ 20b、内部表示用回路 20c 及び外部表示用回路 20d を含んで構成される表示コントローラ 20 であって、メモリコントローラ 20a は CPU10 からの指示に応じて表示制御を行い、表示メモリ 18 から表示データをリードし、内部表示用回路 20c を介して内部表示装置 22 へ、また外部表示用回路 20d を介して外部表示装置 24 へ出力し、

20 1f LCD 等によって構成される表示デバイスである内部表示装置 22 を備える携帯情報処理装置であり、

1g 外部表示装置 24 は、携帯情報処理装置にケーブル等を介して接続される CRT 等によって構成される表示デバイスであり、

25 1h CPU10 は、システムの定常状態において入力装置 16 から入力があると OS により割り込み処理が実行され、

1i CPU10 は、アプリケーションプログラム 35 の実行により、低解像度の

内部表示装置 22 と高解像度の外部表示装置 24 において描画させるイメージ（内部表示イメージと外部表示イメージ）を、それぞれの表示装置の解像度に合わせて表示メモリ 18 上にライトし、

5 1j 表示コントローラ 20 は、アプリケーションプログラム 35 によって表示メモリ 18 にライトされた内部表示イメージと外部表示イメージをリードして、内部表示装置 22 と外部表示装置 24 に対して、それぞれに応じた描画イメージを表示させる、

1k ことにより、外部表示装置 24 に、低解像度の内部表示装置 22 より大きい解像度の描画イメージを表示できるようにした、

10 1l ことを特徴とする携帯情報処理装置。

(2) 本件発明と乙 2 発明の相違点

本件発明と乙 2 発明とは、以下の点で相違する。

[相違点 1-1]

15 本件発明は、「無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信すると共に、後記中央演算回路から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段」を備えているのに対し、乙 2 発明では「無線通信手段」について特定されていない点。

[相違点 1-2]

20 本件発明は「携帯情報通信装置」の発明であり、「無線通信手段から受信した」デジタル信号を処理しているのに対し、乙 2 発明は「携帯情報処理装置」であって、「CPU10」が「表示データ」をどこから受信したかについて特定されていない点。

[相違点 1-3]

25 本件発明の「インターフェース手段」は、「前記グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタル RGB、TMDS、LDVS（又は LDI）及び GVIF のうちのいずれかの

伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有する」のに対し、乙2発明では、表示信号の「伝送方式」について特定されていない点。

[相違点 1-4]

5 本件発明は、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記される機能を有し、グラフィックコントローラは、「携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」、ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータから、所定のデジタル表示信号を生成し、これをディスプレイ制御手段に送信する機能と、
10 ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータから、所定のデジタル表示信号を生成し、これをインターフェース手段に送信する機能を実現するのに対し、乙2発明は、無線通信手段が特定されていないため、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記される機能を有するかが不明であり、表示コントローラは本件発明の上記
15 送信機能と同様の機能は実現可能であるものの、「高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」上記送信機能を実現されるものではない点。

(3) 相違点の容易想到性

ア 相違点 1-1 及び 1-2

20 乙2文献【0103】には、「本装置を実現するコンピュータは、...または通信媒体を介してプログラムを受信し」と記載があるから、乙2発明の携帯機器において、通信媒体を介してプログラムを受信する「通信手段」の存在が示唆されている。

25 また、携帯機器が通信手段を備えることは、本件特許の優先日前における周知技術である。

したがって、乙2発明において、当該周知技術を採用して相違点 1-1 及

び 1-2 に係る本件発明の構成を備えることは、当業者が容易に想到できた。

イ 相違点 1-3

表示装置に表示信号を送信する際に、「デジタル RGB、TMDS、LVDS（又は LDI）及び GVIF のうちのいずれかの伝送方式」に変換して送信することは、特開平 11-311969 号公報（乙 5）、特開 2001-228841 号公報（乙 6）及び特開 2004-208162 号公報（乙 7）の各文献に記載されているとおり、周知技術であった。

したがって、乙 2 発明の「表示コントローラ 20」において、当該周知技術を採用して相違点 1-3 に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到できた。

ウ 相違点 1-4

上記アのとおり、乙 2 文献には「通信手段」の存在が示唆されており、携帯機器が通信手段を備えることは本件特許の優先日前における周知技術であった。

また、乙 2 文献には、無線通信手段がどのような画像データを受信して処理するかについて明示的な記載はないものの、内蔵した表示デバイスよりも高解像度の画像データを外部表示機器に表示させることで、より広い画面表示サイズを有効に利用するという課題が開示されている。ここで、内蔵した表示デバイスよりも高解像度の画像データを外部表示機器に表示させることは、特開 2001-197167 号公報（乙 8）、特開 2003-108472 号公報（乙 9）、特開 2002-116843 号公報（乙 10）及び特開 2001-352373 号公報（乙 11）の各文献に記載されているとおり、周知技術であった。

したがって、乙 2 発明において、当該周知技術を採用して相違点 1-4 に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到できた。

エ 小括

以上のとおり、相違点 1-1～1-4 に係る本件発明の構成は、いずれも本件

特許の優先日当時の周知技術を乙 2 発明に適用することにより、当業者が容易に想到できたものである。

したがって、本件特許は、特許法 29 条 2 項に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである（同法 123 条 1 項 2 号）。

5

(原告の主張)

否認ないし争う。

本件審決は、乙 2 発明から、「無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信して」及び「この「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を基に、ディスプレイ制御手段やインターフェース手段に送信するデジタル表示信号を生成する構成」を想到するのは困難と判断した。被告の指摘する周知技術を考慮したとしても、上記各構成が想到困難であるとの結論は全く影響を受けない。

10

15

したがって、乙 2 発明に、上記周知技術を適用して相違点 1-4 に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到できたものではない。

10 争点 2-4-2 (乙 3 発明を主引用例とする進歩性の欠如)

(被告の主張)

(1) 乙 3 発明

特開 2004-214766 号公報 (乙 3。以下「乙 3 文献」という。) の記載によれば、乙 3 文献には以下の発明 (以下「乙 3 発明」という。) の記載がある。

20

2a CPU 等から成り、装置全体の動作を制御する制御部 10 と、

2b 送信回路と受信回路を有して成り、アンテナ 11a を介して電波を送受信することで、基地局との双方向通信を行う送受信部 11 と、

25

2c 液晶ディスプレイ等から成る情報表示手段である表示部 12 と、

2d ダイヤルキーやブラウザ操作キー等を備えた入力デバイスである操

作部 14 と、

2e ROM や RAM から成る情報格納手段である記憶部 16 と、

2f 入力された情報（静止画、動画、文字など）を外部表示装置 2 で読み取り可能な信号形式（例えばビデオ信号形式）に変換して出力するインターフェース部である画像出力部 17 を有する携帯電話機 1 であり、

2g 制御部 10 は、閲覧中の Web コンテンツ情報を外部表示装置 2 に出力する場合、送受信部 11 を介して指定サーバから所望の Web コンテンツ情報を取得して画像出力部 17 に送出し、該情報を外部出力するように要求し、該要求を受けた画像出力部 17 は、制御部 10 からの入力情報に所定の信号処理を施して外部表示装置 2 に出力し、

2h 外部表示装置 2 として表示部 12 より大型のモニタ装置が用いられ、

2i 携帯電話機 1 での閲覧が意図されていない Web コンテンツについても、表示部 12 のサイズや解像度に依存することなく正常に表示することが可能となる、

2j 携帯電話機 1。

(2) 本件発明と乙 3 発明の相違点

本件発明と乙 3 発明とは、以下の点で相違する。

[相違点 2-1]

本件発明では、「中央演算回路」が無線通信手段から受信したデジタル信号に対し、「前記入力手段から受信したデータと前記記憶手段に格納されたプログラムに基づき」「リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか」「前記記憶手段に一旦格納」するのに対し、乙 3 発明では、受信した信号に対する具体的な処理手段について記載がない点。

[相違点 2-2]

本件発明では、「グラフィックコントローラ」が、「中央演算回路の処理結果に基づき、単一の VRAM に対してビットマップデータの書き込み／

読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成する」のに対し、乙3発明では、「グラフィックコントローラ」及び「単一のVRAM」に相当する構成について記載がない点。

[相違点 2-3]

5 本件発明では、「ディスプレイ手段」及び「インターフェース手段」は「グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき」動作するのに対し、乙3発明では、「表示部12」及び「画像出力部17」が「グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき」動作することが特定されていない点。

10 [相違点 2-4]

本件発明では、「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」が、「デジタルRGB、TMDS、LVDS（又はLDI）及びGVIFのうちのいずれかの伝送方式」で伝送されるのに対し、乙3発明では、表示信号の「伝送方式」について特定されていない点。

15 [相違点 2-5]

本件発明では、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記される機能を有し、グラフィックコントローラは、「携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」、ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータから、所定のデジタル表示信号を生成し、これをディスプレイ制御手段に送信する機能と、
20 ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータから、所定のデジタル表示信号を生成し、これをインターフェース手段に送信する機能を実現するのに対し、乙3発明では、「本来解像度が表示部12の画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信するかが不明であるため、「高解像度画像受信・処理・表示機能」
25 と略記される機能を有するかどうか不明であり、表示部12や外部表示

装置 2 に画像を表示する信号が「高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に」生成、送信されるものかが不明である点。

(3) 相違点の容易想到性

ア 相違点 2-1

5 「中央演算回路」が、無線通信手段から受信したデジタル信号に対し、「前記入力手段から受信したデータと前記記憶手段に格納されたプログラムに基づき」「リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか」「前記記憶手段に一旦格納」するという手順で処理することは、乙 3 文献に明記されてはいないものの、乙 2 文献に開示されているとおり、通常の処理に過ぎない。

10 したがって、乙 3 発明において、当該手順により処理を行うように構成することは、当業者における設計事項に過ぎない。

イ 相違点 2-2

15 乙 2 文献には、本件発明の「グラフィックコントローラ」に相当する表示コントローラ 20 が、本件発明の「単一の VRAM」に相当する表示メモリ 18 に対して表示イメージのリード／ライトを行い、読み出した表示イメージを伝達する描画イメージを生成することが開示されている。

20 また、特開平 9-90919 号公報（乙 12）には、本件発明の「グラフィックコントローラ」に相当するビデオ・アダプタ 20 が、本件発明の「単一の VRAM」に相当するフレーム・バッファ 40 に対して画像情報の読み出し／書き込みを行い、読み出した画像情報を伝達するビデオ信号を生成することが開示されている。

25 このように、相違点 2-2 に係る本件発明の構成は本件特許の優先日当時の周知技術であり、乙 3 発明において、当該周知技術を採用して相違点 2-2 に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到できた。

ウ 相違点 2-3

乙 2 文献には、表示コントローラ 20 が、表示メモリ 18 から内部表示イメージと外部表示イメージをリードして、内部表示装置 22 と外部表示装置 24 に対し、それぞれに応じた描画イメージを表示させることが開示されている。これは、本件発明の「グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき駆動されるディスプレイ手段」及び「グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき外部表示信号を送信するインターフェース手段」の構成が開示されているものといえる。

また、特開 2000-13776 号公報（乙 4。以下「乙 4 文献」という。）には、表示制御部 23 が、内部表示器 24 及び外部モニタ接続端子 36 に対して、動画像データを送信する構成が開示されている。これは、本件発明の「グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき駆動されるディスプレイ手段」及び「グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき外部表示信号を送信するインターフェース手段」の構成が開示されているものといえる。

このように、相違点 2-3 に係る本件発明の構成は本件特許の優先日当時の周知技術であり、乙 3 発明において、当該周知技術を採用して相違点 2-3 に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到できた。

エ 相違点 2-4

表示装置に表示信号を送信する際に、「デジタル RGB、TMDS、LVDS（又は LDI）及び GVIF のうちのいずれかの伝送方式」に変換して送信することは、本件特許の優先日当時の周知技術である。このため、乙 3 発明において、当該周知技術を採用して相違点 2-4 に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到できた。

オ 相違点 2-5

内蔵した表示デバイスよりも高解像度の画像データを外部表示機器に表示させることは、本件特許の優先日当時の周知技術であった。

また、乙3文献では、携帯電話機での閲覧が意図されていないWebコンテンツについても、表示部12のサイズや解像度に依存することなく外部表示装置2で正常に表示する構成が開示されており、表示部12（内蔵の表示デバイス）よりも高解像度の画像（Webコンテンツ）を受信して、これを外部表示装置2にて表示させることが示唆されているといえる。

したがって、乙3発明において、当該周知技術を採用して相違点2-5に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到できた。

カ 小括

以上のとおり、相違点2-1～2-5に係る本件発明の構成は、いずれも本件特許の優先日当時の周知技術であり、このような周知技術を乙3発明に適用して本件発明の構成とすることは、当業者において容易に想到できたものである。したがって、本件特許は、特許法29条2項に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである。

（原告の主張）

否認ないし争う。

本件審決は、乙3発明から、「無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信して」、及び、「この「本来解像度がディスプレイパネル（表示部12）の画面解像度より大きい画像データ」を基に、表示部12及び外部表示装置2に画像を表示するための信号を生成する構成」を想到することは困難と判断した。被告の指摘する周知技術を考慮したとしても、上記各構成が想到困難であるとの結論は影響を受けない。

11 争点2-4-3（乙4発明を主引用例とする進歩性の欠如）

（被告の主張）

(1) 乙4発明

乙4文献の記載によれば、乙4文献には以下の発明（以下「乙4発明」という。）の記載がある。

3a CPU、ROM及びRAM等を有してなり、マルチメディア通信端末装置
5 HS1の各部を総括制御する主制御部21と、

3b 符号化映像データのデコードを行い、再生した映像データを表示制御
部23へ与える映像デコーダ22と、

3c 複数のキースイッチ等の操作デバイスを有しており、ユーザの指示入
力を受け付けて入力内容を主制御部21に通知する操作入力部31と、

10 3d PHS端末との間で各種の情報を授受し、通信相手の装置から送信され
た伝送データを受信する無線端末インターフェース部26と、

3e カラーLCDを使用してなり、QCIF信号を表示するのに必要な画素数
(180x144)を有する内部表示器24と、

15 3f 画像データが示す画像を表示するべく内部表示器24を制御する表示
制御部23と、

3g 外部テレビジョンモニタVMを着脱自在に接続するための外部モニタ
接続端子36と、

20 3h 低解像度のQCIFと高解像度のCIFとの間で動画像データのフォーマ
ットを変換するQCIF/CIF変換部39と、を備えたマルチメディア通信端
末装置HS1であって、

25 3i 表示制御部23は、受信動画像データのフォーマットがCIFである場合
において、外部テレビジョンモニタVMの接続を判定すると当該CIFの
動画像データを外部テレビジョンモニタVMに出力して表示させ、外部
テレビジョンモニタVMが接続されていないと判定するとCIFから
QCIFへのフォーマット変換を行い内部表示器24にQCIFの動画像を表
示する、

3j ことにより、外部テレビジョンモニタ VM に CIF の動画像を表示することが可能となる、

3k マルチメディア通信端末装置 HS1。

(2) 本件発明と乙 4 発明の相違点

5 本件発明と乙 4 発明とは、以下の点で相違する。

[相違点 3-1]

本件発明では、「グラフィックコントローラ」が「単一の VRAM」に対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行うのに対し、乙 4 発明ではビットマップデータの書き込み／読み出しについて記載がない点。

10 [相違点 3-2]

本件発明では、「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」が、「デジタル RGB、TMDS、LVDS（又は LDI）及び GVIF のうちのいずれかの伝送方式」で伝送されるのに対し、乙 4 発明では、表示信号の「伝送方式」について特定されていない点。

15 (3) 相違点の容易想到性

ア 相違点 3-1

「グラフィックコントローラ」が「単一の VRAM」に対して表示イメージのリード／ライトを行い、読み出した表示イメージを伝達する描画イメージを生成することは、乙 2 文献等が開示されているとおりの周知技術である。乙 4 発明において、当該周知技術を採用して相違点 3-1 に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到できた。

20

イ 相違点 3-2

表示装置に表示信号を送信する際に、「デジタル RGB、TMDS、LVDS（又は LDI）及び GVIF のうちのいずれかの伝送方式」に変換して送信することは、本件特許の優先日当時の周知技術である。乙 4 発明において、当該周知技術を採用して相違点 3-2 に係る本件発明の構成を備えることは、当

25

業者において容易に想到できた。

(4) 小括

5 以上のとおり、相違点 3-1 及び 3-2 に係る本件発明の構成は本件特許の優先日当時の周知技術であり、このような周知技術を乙 4 発明に適用して本件発明の構成とすることは、当業者において容易に想到できたものである。

したがって、本件特許は、特許法 29 条 2 項に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである。

(原告の主張)

否認ないし争う。

10 本件訂正審決は、乙 4 発明から相違点 3-1 に係る本件発明の構成を想到することは困難と判断した。被告の指摘する周知技術を考慮したとしても、上記の構成が想到困難であるとの結論は全く影響を受けない。

12 争点 2-4-4 (P900iV 発明を主引用例とする進歩性の欠如)

(被告の主張)

15 (1) P900iV 発明

ア P900iV は、本件特許の優先日（平成 16 年（2004 年）12 月 24 日）よりも前の同年 6 月に発売された携帯電話である。

したがって、P900iV は本件特許の出願前に公然実施された発明である（以下「P900iV 発明」という。）。

20 イ P900iV 発明の構成

4a ユーザーがマニュアル操作によって入力したボタン押下のデータを CPU へ送信する操作ボタンと、

4b 赤外線無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、CPU に送信すると共に、CPU から受信したデジタル信号を赤外線無線信号に変換して送信する赤外線無線通信手段と、

25 4c CPU を動作させるプログラムと、CPU で処理可能なデータファイルと

を格納する内部メモリと、

4d 操作ボタンから受信したデータと内部メモリに格納されたプログラムとに基づき、赤外線無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自ら処理可能なデータファイルとして内部メモリに一旦格納し、その後読み出した上で処理する CPU と、

CPU の処理結果に基づき、ビデオメモリに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号をディスプレイ制御手段又はインターフェース手段に送信する GPU と、から構成されるデータ処理手段と、

4e 画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示する、画素数が 240x320 である液晶パネルと、GPU から受信したデジタル表示信号に基づき液晶パネルの各々の画素を駆動するディスプレイ制御手段とから構成されるメイン液晶ディスプレイと、

4f 表示パネルを備える外部モニタ（例えば、解像度 3840x2160 の液晶パネルを備えるシャープ製 AQUOS 4T-C40BJ1）を接続し、該外部モニタに対して、GPU から受信したデジタル表示信号に基づき、外部表示信号を送信する AV 出力端子と、を備え、

4g' 赤外線無線通信手段が「本来解像度がメイン液晶ディスプレイの液晶パネルの画面解像度（240x320）より大きい画像データ（例えば、画素数が 250x330 の画像データ）」を伝達する赤外線無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、CPU に送信し、CPU が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理し、GPU が、該 CPU の処理結果に基づき、前記ビデオメモリに対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデ

デジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号をディスプレイ制御手段又は AV 出力端子に送信して、メイン液晶ディスプレイ又は外部モニタに画像を表示する機能（以下、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記する）を有する、携帯電話において、

- 5 4h' GPU は、携帯電話が高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、ビデオメモリから「メイン液晶ディスプレイの液晶パネルの画面解像度と同じ解像度（240x320）を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号をメイン液晶ディスプレイのディスプレイ制御手段に送信する機能と、ビデオメモリから「メイン液晶ディスプレイの液晶パネルの画面解像度より大きい解像度（少なくとも 250x330）を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を AV 出力端子を有する外部出力インターフェースに送信する機能と、を実現し、
- 10 4i 外部出力インターフェースは、GPU から受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、アナログ外部表示信号に変換する機能と、該アナログ外部表示信号を外部モニタに送信する AV 出力端子を有する、
- 15 4j ことにより、外部モニタに、「メイン液晶ディスプレイの液晶パネルの画面解像度（240x320）より大きい解像度（少なくとも 250x330）を有する画像」を表示できるようにした、
- 20 4k ことを特徴とする携帯電話。

(2) 本件発明と P900iV 発明の相違点

25 本件発明と P900iV 発明とは、以下の点で相違する。

[相違点 4]

本件発明は、「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」が、「デジタル RGB、TMDS、LVDS（又は LDI）及び GVIF のうちのいずれかの伝送方式」で伝送されるのに対し、P900iV 発明では、「アナログ外部表示信号」で伝送される点。

5 (3) 相違点の容易想到性

表示装置に表示信号を送信する際に、「デジタル RGB、TMDS、LVDS（又は LDI）及び GVIF のうちのいずれかの伝送方式」に変換して送信することは、本件特許の優先日当時の周知技術である。P900iV 発明において、当該周知技術を採用して相違点 4 に係る本件発明の構成を備えることは、当業者において容易に想到できた。

(4) 小括

以上のとおり、相違点 4 に係る本件発明の構成は本件特許の優先日当時の周知技術であり、このような周知技術を P900iV 発明に適用して本件発明の構成とすることは、当業者において容易に想到できたものである。

15 したがって、本件特許は、特許法 29 条 2 項に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである。

(原告の主張)

否認ないし争う。

本件発明と P900iV 発明とは、以下の点で相違する。

20 [相違点 4-1]

本件発明は、無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理等を行う中央演算回路と、該中央演算回路の処理結果に基づき生成されたデジタル表示信号をディスプレイ制御手段又はインターフェース手段に送信するグラフィックコントローラと、から構成されるデータ処理手段を備え、高解像度画像受信・処理・表示機能を有するのに対し、P900iV 発明は、何
25 らかのデータ処理手段を備え、赤外線通信手段が「本来解像度がメイン液

晶ディスプレイの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信するものの、データ処理手段の機能や構成は不明であり、したがって、高解像度画像受信・処理・表示機能を有しているとはいえない点。

[相違点 4-2]

5 本件発明のインターフェース手段は、グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタル RGB、TMDS、LVDS（又は LDI）及び GVIF のうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有するのに対し、P900iV 発明の AV 出力
10 端子は、何らかの表示信号を受信するとしても、単なる「端子」であるから、受信した表示信号をデジタル外部表示信号に変換する機能を有しておらず、外部モニタに送信される信号もアナログ信号である点。

[相違点 4-3]

15 本件発明は、外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像」を表示できるようにしたのに対し、P900iV 発明 は、「画面解像度がメイン液晶ディスプレイの画面解像度より大きい外部モニタ」に画像を表示できるものの、「該外部モニタに表示される画像の解像度」は、「メイン液晶ディスプレイの画面解像度」よりも大きくない点。

20 これらの相違点に係る本件発明の構成は、被告の指摘する周知技術を適用しても、容易に想到することはできない。

13 争点 2-4-5（丙 B1 発明を主引用例とする新規性ないし進歩性の欠如）

（被告補助参加人 FCNT の主張）

(1) 丙 B1 発明

25 Powerbook G4 Technology Overview（平成 16 年（2004 年）4 月発行。丙 B1。以下、「丙 B1 文献」という。）の記載によれば、丙 B1 文献には、以下の発明

(以下「丙 B1 発明」という。) が記載されている。

5a ユーザーがデータを入力し、該入力データを CPU へ送信する入力用キーボードと

5b 無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、CPU に送信すると共に、
5 CPU から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する Air Mac Extreme (無線通信手段) と

5c CPU を動作させるプログラムと CPU で処理可能なデータファイルとを格納するメモリと

5d1 入力用キーボードを通じて入力されたデータを受信し、メモリ (DDR SDRAM) に格納されたプログラムを用い、Air Mac Extreme (無線通信手段) から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自らが処理可能なデータファイルとして前記メモリ (DDR SDRAM) にいったん格納し、その後読み出した上で処理する CPU と、
10

5d2 CPU の処理結果に基づき、64MB DDR SDRAM ビデオメモリに対してピクセル表示を行うためのデータの書き込み・読み出しを行い、「該読み出したピクセル表示を行うためのデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、当該デジタル表示信号を本体ディスプレイへの出力を制御する手段及び「DVI 出力」のためのインターフェース手段に送信するグラフィックコントローラとから構成されるデータ処理手段と、
15
20

5e 画面を構成する最大 1,280x854 ピクセルの画素が駆動されることにより画像を表示する 15.2 インチ (対角) TFT ワイドスクリーン液晶ディスプレイと、グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき、前記液晶ディスプレイパネルの画素を駆動するディスプレイ制御手段とから構成されるディスプレイ手段と、
25

5f 外部ディスプレイを接続する周辺装置を接続し、当該周辺装置に対し

て、グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき、外部表示信号を送信するインターフェース手段とを備え、

5g'1 無線通信手段が「本来解像度が本体ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、CPU に送信し、CPU が当該デジタル信号を受信して、当該デジタル信号が伝達する画像データを処理し、

5g'2 グラフィックコントローラが、CPU の処理結果に基づき、64MB DDR SDRAM ビデオメモリに対して、ピクセル単位の表示のためのデータの書き込み／読み出しを行い、「当該読み出したピクセル単位の表示のためのデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段又は前記インターフェース手段に送信して、前記本体ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に画像を表示する機能（以下、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記する。）を有するノートブック型パソコンであり、

5h'1 「ATI Mobility Radeon 9700 グラフィックプロセッサ」は、高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、「64MB DDR SDRAM」のVRAM から「本体ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のピクセル単位の表示を行うためのデータ」を読み出し、「該読み出したピクセル単位の表示を行うためのデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、当該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信し、

5h'2 「ATI Mobility Radeon 9700 グラフィックプロセッサ」は、高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、「64MB DDR SDRAM」のVRAM から「本体ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のピクセル単位の表示のためのデータ」を読み出し、「該読み出したピクセル単位の表示のためのデータを伝達するデジタル表示信号」

を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信し、

5i DVI 出力のインターフェース手段は、グラフィックコントローラから受信した「ピクセル単位の表示をするためのデータを伝達するデジタル表示信号」を、TMDS の伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有し、

5j 外部ディスプレイ手段に、「本体ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像」を表示できるようにした

5k 携帯情報通信装置

10 (2) 新規性欠如

本件発明は、丙 B1 文献に記載された発明（丙 B1 発明）と同一であり、本件出願前に日本国内において「頒布された刊行物に記載された発明」として、特許法 29 条 1 項 3 号により特許を受けることができないものである。したがって、本件特許は、同法 29 条 1 項 3 号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである（同法 123 条 1 項 2 号）。

また、丙 B1 文献に記載された Powerbook G4 は、平成 16 年 4 月 22 日に発売開始されたものであるから、本件発明は、「特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明」として、同法 29 条 1 項 2 号により特許を受けることができないものである。したがって、本件特許は、同法 29 条 1 項 2 号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである（同法 123 条 1 項 2 号）。

20 (3) 進歩性欠如

本件発明と丙 B1 発明との間に仮に何らかの相違点があったとしても、その相違点に係る本件発明の構成は、丙 B1 発明及び後記 14 の周知技術に基づいて当業者によって容易に想到される。

したがって、本件特許は、特許法 29 条 2 項に違反してされたものであり、

特許無効審判により無効にされるべきものである。

(原告の主張)

否認ないし争う。

14 争点 2-4-6 (丙 B9 発明を主引用例とする新規性ないし進歩性の欠如)

5 (被告及び被告補助参加人 FCNT の主張)

(1) 丙 B9 発明

特開 2001-197167 号公報 (丙 B9。以下「丙 B9 文献」という。) の記載によれば、丙 B9 文献には、以下の発明 (以下「丙 B9 発明」という。) が記載されている。

10 6a 各種データの入力を可能とし、入力されたデータを CPU11 に送信する操作部 20 と ;

6b アンテナ 12a を有し、送信信号の変調および受信信号の復調機能を有し、CPU11 と相互に信号の送受信を行う通信部 12 と ;

15 6c CPU11 が実行する各種プログラムを格納する ROM14 及びユーザ設定データ等を格納する RAM13 と ;

6d1 ROM14 に格納されたプログラムに基づき、入力された表示データ (外部から取り込んだ画像情報) を、ドットデータとして簡易型液晶表示パネルや CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに送信するよう制御する CPU11 と、

20 6d2 CPU11 の制御下で、入力された表示データを画像メモリ 22 に記憶させると共に、画像メモリ 22 に記憶させた表示データ (ドットデータ) を電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル 23 又は CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 25 に送信する表示制御回路 21 と ;

25 6e 表示制御回路 21 から送られてきた表示データを表示する簡易型液晶表示パネル 23 と ;

6f CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに接続されており、表示制御回路 21 から送られてきた表示データを CRT 表示器等の大型ディスプレイに送信するモニタ端子 25 とを備え、

5 6g'1 通信部 12 が、簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない画像情報を受信して復調の上、CPU11 に送信し、CPU11 が、ドットデータとして簡易型液晶表示パネルや CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに送信するよう表示制御回路 21 を制御し、

10 6g'2 CPU11 の制御下で、表示制御回路 21 が、表示データを画像メモリ 22 に記憶させると共に、画像メモリ 22 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル 23 又は CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 25 に送信して、簡易型液晶表示パネル 23 又は CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに画像を表示する機能を有する、携帯電話機において、

15 6h'1 外部から受信した情報量の多い表示データを携帯電話機が簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない画像情報を表示する機能を実現する場合に、表示制御回路 21 は、画像メモリ 22 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル 23 に送信し、簡易型液晶表示パネル 23 に表示データの全てを欠落なく表示できない（表示データの全てを欠落なく表示できない、又はスクロール操作によらなければ全画像を見られない）又は表示内容が明瞭でない（拡大しなければ字を読みにくい）ように表示する機能と、

20 6h'2 画像メモリ 22 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 25 に送信し、CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール操作することなく）表示する機能と、を実現し、

6i モニタ端子 25 は、表示制御回路 21 から受信した表示データ（ドットデータ）を CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに表示できるようにして送信する機能を有する、

6j ことにより、CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール操作することなく）表示できるようにした、

6k 携帯電話機

(2) 新規性欠如

本件発明と丙 B9 発明を対比すると、両発明の間に相違点は存在しない。

すなわち、本件発明は丙 B9 文献に記載された発明（丙 B9 発明）であり、本件出願前に日本国内において「頒布された刊行物に記載された発明」として、特許法 29 条 1 項 3 号の規定により特許を受けることができないものである。したがって、本件特許は、同法 29 条 1 項 3 号に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである。

(3) 進歩性欠如

ア 相違点

本件発明と丙 B9 発明との間に仮に相違点があるとしても、原告主張に係る後記相違点 6 は相違点ではなく、以下の点のみである。

すなわち、本件発明は、「前記グラフィックコントローラは、前記携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記単一の VRAM から「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能」と、「前記単一の VRAM から「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータ

を伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能」とを実現するのに対し、丙 B9 発明は、画像メモリ（単一の VRAM）から、①「簡易型液晶表示パネル 23 の画面解像度と同じ解像度を有する画像のドットデータ」と、②「簡易型液晶表示パネル 23 の画面解像度より大きい解像度を有する画像のドットデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号を生成する」機能が特定されていないという点で相違する。

イ 相違点の容易想到性

携帯電話機等の携帯情報通信機器において、画像データを内部ディスプレイと外部ディスプレイに出力して表示させることは周知技術に過ぎない。また、丙 B9 発明と当該周知技術は、内部ディスプレイ及び外部ディスプレイの両方に画像データを表示可能な携帯情報通信機器という点で技術分野及び作用・機能が共通しており、丙 B9 発明には表示データの送出先を簡易型液晶表示パネル 23 とモニタ端子 25 で選択可能であることが示されているから、丙 B9 発明に当該周知技術を適用する動機付けがある。

したがって、上記相違点に係る本件発明の構成は、丙 B9 発明及び周知技術に基づき当業者において容易に想到できた。

ウ 小括

以上より、本件発明は、仮に丙 B9 発明との相違点があったとしても、日本国内において「頒布された刊行物に記載された発明」に基づいて当業者が容易にすることができた発明であるから、本件特許は、特許法 29 条 2 項に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである。

(原告の主張)

否認ないし争う。

丙 B9 文献には、「携帯情報通信装置（携帯電話機）が高解像度画像受信・処

理・表示機能を有する構成」について開示も示唆もされていない。したがって、本件発明と丙 B9 発明とは、次の点で相違する（以下「相違点 6」という。）。

すなわち、本件発明は、高解像度画像受信・処理・表示機能を有し、グラフィックコントローラは、携帯情報通信装置が高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、「前記単一の VRAM から「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能」及び「前記単一の VRAM から「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能」を実現する。これに対し、丙 B9 発明は、通信部 12 が、「本来解像度がディスプレイパネル（簡易型液晶表示パネル 23）の画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信するものではないため、「本来解像度がディスプレイパネル（簡易型液晶表示パネル 23）の画面解像度より大きい画像データ」を基に、簡易型液晶表示パネル 23 で画像を表示するための信号と CRT 表示器 24 で画像を表示するための信号との両方を生成するものではないから、高解像度画像受信・処理・表示機能を有さず、また、表示制御回路 21 においても、簡易型液晶表示パネル 23 や CRT 表示器 24 で画像を表示するための表示データは、高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に生成・送信されるものではない。

仮に、周知技術によって、「丙 B9 発明の表示制御回路 21 の画像メモリ 22 からの表示データの読み出し」と「本件発明のグラフィックコントローラの単一の VRAM からのビットマップデータの読み出し」との間の相違点」が克服できたとしても、「簡易型液晶表示パネル 23 や CRT 表示器 24 で画像を表示するための表示データは、高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合

に生成・送信されるものではない」という根本的な相違点が克服できなければ、本件発明の容易想到性を立証できたことにならないが、被告及び被告補助参加人 FCNT の指摘する周知技術を考慮したとしても、この点は克服できない。

5 したがって、相違点 6 に係る本件発明の構成は、当業者が容易に想到できるものではない。

15 争点 2-4-7 (分割要件違反に起因する新規性の欠如)

(被告の主張)

(1) 本件原出願の分割要件違反

ア 分割要件について

10 特許法 44 条 1 項は、「二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる」と規定するところ、分割要件を満たすためには、分割出願の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項が、原出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項の範囲内であることを要する。

15 本件原出願が本件原々出願の出願時に申したものとみなされるためには、本件原出願が本件原々出願との関係で分割要件を満たす必要があるところ、本件原出願は、以下のとおり、本件原々出願の出願当初の明細書等の記載と相違しており、本件原々出願の出願当初の明細書等に存在しない事項を含むものであるから、本件原出願は分割要件を満たさない。そのため、本件原出願の出願日は、本件原々出願の出願日まで遡及せず、現実の出願日である平成 18 年 10 月 11 日となる。

20 25 また、本件原出願の現実の出願日（平成 18 年 10 月 11 日）は、本件原々出願において優先権主張の基礎とされた特願 2004-372558 号（出願日：平成 16 年 12 月 24 日）及び特願 2005-218159 号（出願日：平成 17 年 7 月 28 日）のいずれの出願日から 1 年を経過しており、本件原出願に当該優先権主張の効果は及ばない。

したがって、本件出願は、本件原出願の現実の出願日である平成 18 年 10 月 11 日を基準として、特許性の判断がされるべきものである。

イ 本件原出願は本件原々出願に記載のない事項を含むこと

原告の主張によれば、本件発明の構成要件 H' の「単一の VRAM に書き込むビットマップデータ」については、「画像の解像度」が何ら特定されていない、換言すれば、「単一の VRAM」には任意解像度のビットマップデータが書き込まれるものと理解される。このようなクレーム解釈は、本件明細書及び本件原出願の明細書【0152】及び【0153】において、グラフィックコントローラ 1_10B は、あらかじめ十分な大きさの論理解像度を有するように設定された仮想画面におけるビットマップデータを生成し VRAM1_10C に書き込むところ、「あらかじめ十分な大きさの論理解像度」とはいかなる解像度であるかについて特段の限定はないことから、VRAM1_10C には任意解像度のビットマップデータが書き込まれることが開示されているとの理解に基づくものと解される。

しかし、本件原々出願の当初明細書にはこれに対応する記載はない。すなわち、本件原出願の明細書には、「(あらかじめ十分な大きさの論理解像度を有するように設定された) 仮想画面におけるビットマップデータを生成し、VRAM1_10C に書き込む」という本件原々出願の当初明細書等に存在しない事項が含まれている。そうである以上、本件原出願の記載事項は、「もとの出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内」とはいえない。

本件原出願は、このほかにも、「適切な処理」の用語の定義の変更、「高解像度」の用語の定義の追加、「デジタル表示信号」の生成主体の変更、「本来画像」の定義の追加、「本来解像度」の定義の追加、段落【0131】の記載の変更、XGA から VGA への変更、段落【0159】の記載の変更、RF 送受信部 111B—共用アンテナ 113A 間の信号線の変更、共用器 113D—RF 送受信部 111B 間の信号線の変更、といった本件原々出願の出願当初の明細書等

に存在しない事項を含み、「もとの出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内」であるとはいえない。

(2) 乙 27 発明に基づく新規性欠如

5 本件発明は、本件原出願の出願日である平成 18 年 10 月 11 日を基準として新規性等の判断がされるべきところ、以下のとおり、国際公開 2006/068003 (同年 6 月 29 日公開。乙 27。以下「乙 27 文献」という。)に係る発明(以下「乙 27 発明」という。)と同一である。したがって、本件特許は新規性欠如の無効理由を有する。

ア 乙 27 発明

10 乙 27 文献は、本件原々出願において優先権主張の基礎とされた特願 2004-372558 号(出願日:2004 年 12 月 24 日)及び特願 2005-218159 号(出願日:2005 年 7 月 28 日)を優先権主張の基礎とした特許協力条約に基づく国際出願に係る国際公開公報に係る刊行物であり、本件原出願の出願日より前に公開されたものである。

15 乙 27 文献の記載によれば、乙 27 には、以下の発明(乙 27 発明)の記載がある。

7a ユーザーがマニュアル操作によってデータを入力し、該入力データを後記中央演算回路 1_10A1 へ送信する入力手段(キー操作部 16A 及びキー入力コントローラ 16B)と;

20 7b 無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路 1_10A1 に送信すると共に、後記中央演算回路 1_10A1 から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段(通信用アンテナ 111A、RF 送受信部 111B、ベースバンドプロセッサ 11)と;

25 7c 後記中央演算回路 1_10A1 を動作させるプログラムと後記中央演算回路 1_10A1 で処理可能なデータファイルとを格納する記憶手段(フラッシュメモリ 14A)と;

7d 前記入力手段（キー操作部 16A 及びキー入力コントローラ 16B）から受信したデータと前記記憶手段（フラッシュメモリ 14A）に格納されたプログラムとに基づき、前記無線通信手段（通信用アンテナ 111A、RF 送受信部 111B、ベースバンドプロセッサ 11）から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自らが処理可能なデータファイルとして前記記憶手段（フラッシュメモリ 14A）に一旦格納し、その後読み出した上で処理する中央演算回路 1_10A1 と、該中央演算回路 1_10A1 の処理結果に基づき、VRAM1_10C に対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信するグラフィックコントローラ 1_10B と、から構成されるデータ処理手段と；

7e 画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示するディスプレイパネル（LCD パネル 15A）と、前記グラフィックコントローラ 1_10B から受信したデジタル表示信号に基づき前記ディスプレイパネル（LCD パネル 15A）の各々の画素を駆動するディスプレイ制御手段（LCD ドライバ 15B）とから構成されるディスプレイ手段と；

7f 外部ディスプレイ手段（外部ディスプレイ装置 5）を備えるか、又は、外部ディスプレイ手段（外部ディスプレイ装置 5）を接続する周辺装置（接続ユニット 3）を接続し、該周辺装置（接続ユニット 3）に対して、前記グラフィックコントローラ 1_10B から受信したデジタル表示信号に基づき、外部表示信号を送信するインターフェース手段（外部接続端子部 A_13D、TMDS トランスミッタ 13A）と；

7g' を備え、

前記無線通信手段（通信用アンテナ 111A、RF 送受信部 111B、ベー

5
10
15

スバンドプロセッサ 11) が「本来解像度が前記ディスプレイパネル (LCD パネル 15A) の画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、前記中央演算回路 1_10A1 に送信し、前記中央演算回路 1_10A1 が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理し、前記グラフィックコントローラ 1_10B が、該中央演算回路 1_10A1 の処理結果に基づき、VRAM1_10C に対してビットマップデータの書き込み/読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段 (LCD ドライバ 15B) 又は前記インターフェース手段 (外部接続端子部 A_13D、TMDS トランスミッタ 13A) に送信して、前記ディスプレイ手段 (LCD パネル 15A、LCD ドライバ 15B) 又は前記外部ディスプレイ手段 (外部ディスプレイ装置 5) に画像を表示する機能 (以下、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記する。) を有する、
携帯情報通信装置において、

7h' 前記グラフィックコントローラ 1_10B は、前記携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、VRAM1_10C から「前記ディスプレイパネル (LCD パネル 15A) の画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段 (LCD パネル 15A、LCD ドライバ 15B) に送信する機能と、VRAM1_10C から「前記ディスプレイパネル (LCD パネル 15A) の画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段 (外部接続端子部

A_13D、TMDS トランスミッタ 13A) に送信する機能と、を実現し、
7i 前記インターフェース手段（外部接続端子部 A_13D、TMDS トラン
スミッタ 13A) は、前記グラフィックコントローラ 1_10B から受信し
た「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタル
5 RGB、TMDS、LVDS（又は LDI）及び GVIF のうちのいずれかの伝送
方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部
表示信号を前記周辺装置（接続ユニット 3）に送信する機能を有する、

7j ことにより、

前記外部ディスプレイ手段（外部ディスプレイ装置 5）に、「前記デ
10 イスプレイパネル（LCD パネル 15A）の画面解像度 QVGA より大き
い解像度を有する画像」を表示できるようにした、

7k ことを特徴とする携帯情報通信装置（携帯電話機 1）。

イ 対比

乙 27 文献に「単一の VRAM」なる構成は開示されていないものの、同
15 文献記載の「VRAM1_10C」が本件発明の「単一の VRAM」に相当するな
らば、乙 27 発明の構成 5a～5k は、それぞれ、本件発明の構成要件 A～K
と一致する（仮に乙 27 文献記載の「VRAM1_10C」が本件発明の「単一の
VRAM」と異なるのであれば、本件明細書には「単一の VRAM」に相当す
る構成は開示されていないことになり、本件特許はサポート要件に違反し
20 てされたものとなる。）。

ウ 小括

以上のおり、本件発明は、現実の出願日より前に公知となった乙 27 発
明と同一であるから、本件特許は、特許法 29 条 1 項 3 号に違反してされ
たものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである。

25 (原告の主張)

否認ないし争う。

本件原出願に係る発明は、本件原々出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内であり、本件原出願は分割要件を充足する。

16 争点 3 (原告の損害発生の有無及びその額)

(原告の主張)

5 (1) イ号製品の実施料相当額

被告は、遅くとも平成 23 年 12 月 15 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、イ号製品を平均単価 6 万 3630 円で少なくとも 13 万 5000 個販売した。また、イ号製品の購入者にイ号製品を使用させることで、少なくとも 110 億 1000 万円の通信料収入を得た。

10 実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 1 億 9600 万円を下らない。

(2) ロ号製品の実施料相当額

15 被告は、遅くとも平成 24 年 8 月 3 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ロ号製品を平均単価 8 万 4630 円で少なくとも 3 万 5000 個販売した。また、ロ号製品の購入者にロ号製品を使用させることで、少なくとも 28 億 5000 万円の通信料収入を得た。

実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 5800 万円を下らない。

(3) ハ号製品の実施料相当額

20 被告は、遅くとも平成 24 年 8 月 30 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ハ号製品を平均単価 8 万 7150 円で少なくとも 1 万 5000 個販売した。また、ハ号製品の購入者にハ号製品を使用させることで、少なくとも 12 億 2000 万円の通信料収入を得た。

25 実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 2500 万円を下らない。

(4) ニ号製品の実施料相当額

被告は、遅くとも平成 23 年 10 月 15 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ニ号

製品を平均単価 5 万 0400 円で少なくとも 1 万个販売した。また、二号製品の購入者に二号製品を使用させることで、少なくとも 8 億 1000 万円の通信料収入を得た。

5 実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 1300 万円を下らない。

(5) ホ号製品の実施料相当額

10 被告は、遅くとも平成 23 年 11 月 24 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ホ号製品を平均単価 6 万 1110 円で少なくとも 72 万 7000 個販売した。また、ホ号製品の購入者にホ号製品を使用させることで、少なくとも 593 億 2000 万円の通信料収入を得た。

実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 10 億 3700 万円を下らない。

(6) ヘ号製品の実施料相当額

15 被告は、遅くとも平成 24 年 4 月 6 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ヘ号製品を平均単価 6 万 9510 円で少なくとも 48 万 1000 個販売した。また、ヘ号製品の購入者にヘ号製品を使用させることで、少なくとも 392 億 4000 万円の通信料収入を得た。

実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 7 億 2700 万円を下らない。

20 (7) ト号製品の実施料相当額

被告は、遅くとも平成 24 年 10 月 25 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ト号製品を平均単価 8 万 4840 円で少なくとも 1 万个販売した。また、ト号製品の購入者にト号製品を使用させることで、少なくとも 8 億 1000 万円の通信料収入を得た。

25 実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 1700 万円を下らない。

(8) チ号製品の実施料相当額

被告は、遅くとも平成 24 年 2 月 24 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、チ号製

品を平均単価 5 万 1030 円で少なくとも 7 万 9000 個販売した。また、チ号製品の購入者にチ号製品を使用させることで、少なくとも 64 億 4000 万円の通信料収入を得た。

5 実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 1 億 0500 万円を下らない。

(9) リ号製品の実施料相当額

10 被告は、遅くとも平成 24 年 3 月 15 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、リ号製品を平均単価 6 万 0480 円で少なくとも 84 万 6000 個販売した。また、リ号製品の購入者にリ号製品を使用させることで、少なくとも 690 億 3000 万円の通信料収入を得た。

実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 12 億 0200 万円を下らない。

(10) ヌ号製品の実施料相当額

15 被告は、遅くとも平成 24 年 6 月 29 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ヌ号製品を平均単価 7 万 0350 円で少なくとも 22 万 1000 個販売した。また、ヌ号製品の購入者にヌ号製品を使用させることで、少なくとも 180 億 3000 万円の通信料収入を得た。

実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 3 億 3600 万円を下らない。

20 (11) ル号製品の実施料相当額

被告は、遅くとも平成 24 年 8 月 30 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ル号製品を平均単価 8 万 2110 円で少なくとも 15 万 9000 個販売した。また、ル号製品の購入者にル号製品を使用させることで、少なくとも 129 億 7000 万円の通信料収入を得た。

25 実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は、2 億 6000 万円を下らない。

(12) ヲ号製品の実施料相当額

被告は、遅くとも平成 24 年 8 月 9 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ヲ号製

品を平均単価 7 万 5390 円で少なくとも 28 万個販売した。また、ヲ号製品の購入者にヲ号製品を使用させることで、少なくとも 228 億 4000 万円の通信料収入を得た。

5 実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 4 億 3900 万円を下らない。

(13) ヲ号製品の実施料相当額

10 被告は、遅くとも平成 24 年 8 月 10 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ヲ号製品を平均単価 6 万 1950 円で少なくとも 25 万 4000 個販売した。また、ヲ号製品の購入者にヲ号製品を使用させることで、少なくとも 207 億 2000 万円の通信料収入を得た。

実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 3 億 6500 万円を下らない。

(14) カ号製品の実施料相当額

15 被告は、遅くとも平成 24 年 11 月 16 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、カ号製品を平均単価 6 万 8670 円で少なくとも 41 万 7000 個販売した。また、カ号製品の購入者にカ号製品を使用させることで、少なくとも 340 億 2000 万円の通信料収入を得た。

実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 6 億 2700 万円を下らない。

20 (15) ヨ号製品の実施料相当額

被告は、遅くとも平成 24 年 7 月 26 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ヨ号製品を平均単価 7 万 2030 円で少なくとも 22 万 9000 個販売した。また、ヨ号製品の購入者にヨ号製品を使用させることで、少なくとも 186 億 8000 万円の通信料収入を得た。

25 実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 3 億 5200 万円を下らない。

(16) タ号製品の実施料相当額

被告は、遅くとも平成 24 年 6 月 28 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、タ号製

品を平均単価 7 万 4550 円で少なくとも 62 万 5000 個販売した。また、タ号製品の購入者にタ号製品を使用させることで、少なくとも 510 億円の通信料収入を得た。

実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 9 億 7600 万円を下らない。

(17) レ号製品の実施料相当額

被告は、遅くとも平成 24 年 11 月 21 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、レ号製品を平均単価 5 万 8800 円で少なくとも 4 万 5000 個販売した。また、レ号製品の購入者にレ号製品を使用させることで、少なくとも 36 億 7000 万円の通信料収入を得た。

実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 6300 万円を下らない。

(18) ソ号製品の実施料相当額

被告は、遅くとも平成 24 年 11 月 29 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ソ号製品を平均単価 8 万 3790 円で少なくとも 45 万 8000 個販売した。また、ソ号製品の購入者にソ号製品を使用させることで、少なくとも 373 億 7000 万円の通信料収入を得た。

実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 7 億 5700 万円を下らない。

(19) ツ号製品の実施料相当額

被告は、遅くとも平成 25 年 5 月 17 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ツ号製品を平均単価 7 万 8120 円で少なくとも 200 万個販売した。また、ツ号製品の購入者にツ号製品を使用させることで、少なくとも 1632 億円の通信料収入を得た。

実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 31 億 9400 万円を下らない。

(20) ネ号製品の実施料相当額

被告は、遅くとも平成 25 年 9 月 18 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ネ号製

品を平均単価 8 万円ですななくとも 3 万 9000 個販売した。また、ネ号製品の購入者にネ号製品を使用させることで、少なくとも 31 億 8000 万円の通信料収入を得た。

5 実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 6300 万円を下らない。

(21) ナ号製品の実施料相当額

10 被告は、遅くとも平成 24 年 10 月 19 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ナ号製品を平均単価 7 万 7070 円で少なくとも 18 万 9000 個販売した。また、ナ号製品の購入者にナ号製品を使用させることで、少なくとも 154 億 2000 万円の通信料収入を得た。

実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 3 億円を下らない。

(22) ラ号製品の実施料相当額

15 被告は、遅くとも平成 25 年 7 月 31 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ラ号製品を平均単価 6 万 9720 円で少なくとも 23 万個販売した。また、ラ号製品の購入者にラ号製品を使用させることで、少なくとも 187 億 6000 万円の通信料収入を得た。

実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は 3 億 4800 万円を下らない。

20 (23) ム号製品の実施料相当額

被告は、遅くとも平成 25 年 6 月 19 日～令和 3 年 10 月 31 日の間、ム号製品を平均単価 6 万 7200 円で少なくとも 6 万 5000 個販売した。また、ム号製品の購入者にム号製品を使用させることで、少なくとも 53 億円の通信料収入を得た。

25 実施料率は少なくとも 1%が相当であるから、原告がその実施に対して受けるべき金銭の額は、9700 万円を下らない。

(24) 小括

以上から、特許法 102 条 3 項に基づき被告が賠償すべき損害額は実施料相

当額合計である 115 億 5700 万円を下らない。原告は、被告に対し、不法行為に基づき、その一部として 1000 万円の損害賠償を請求する。

(被告の主張)

否認ないし争う。

5 第 4 当裁判所の判断

1 争点 2-4-6 (丙 B9 発明を主引用例とする進歩性の欠如) について

事案に鑑み、争点 2-4-6 から判断する。

(1) 本件明細書の記載等

本件明細書 (甲 2) には、以下の記載がある。

10 ア 技術分野

本発明は、携帯電話機などの携帯情報通信装置、携帯情報通信装置とともに用いる接続ユニット、及び携帯情報通信装置とともに用いる外部入出力ユニットに関する。【0001】

イ 背景技術

15 携帯電話機を中心とする携帯情報通信装置において、文字や映像を含む画像の表示機能は、今後、ますます重要性を増していくものと考えられる。ところが、携帯電話機をはじめとする携帯情報通信装置においては、その携帯性が重視されるため大きいサイズのディスプレイを付属させることができない。【0004】

20 このような画面上の制約のため、携帯情報通信装置で電子メールを受信した場合、それが長文である場合には、文章が表示画面内におさまらず、何行にもわたって表示されるため、垂直スクロールを何度も繰り返さなければならない。結果として、その内容を円滑に理解できなことが起こる。一方、電子メールの発信者は、たとえ自分自身が十分な大きさの表示画面を
25 有するデスクトップタイプやノートブックタイプのパーソナルコンピュータシステム...を用いており、したがって、長文を画面に表示するのに支

障がない場合であっても、そのような受信者側の制約を考慮すれば、携帯情報通信装置向けにはおのずと短いメールとせざるを得ない。(【0005】)

さらに、携帯情報通信装置でウェブページを閲覧する際の制約は、電子メールの読解する場合よりも大きい。通常、パソコンで閲覧されることを想定して作成されるウェブページ...は、HTML で記述された文書ファイル...及びそのリンクファイルで構成される。ところが、多くの携帯電話機では、付属ディスプレイの画面サイズ・画面解像度が小さいことを理由の一つとして、フルスペックの HTML で記述されたウェブページを適切に閲覧することはできず、閲覧できるのはパソコン向けウェブサイトとは別個に構築されたいわゆる「ケータイ向けサイト」のウェブページであって、...携帯情報通信装置向けに特化したマークアップ言語で記述されたウェブページだけとなっている。このため、特に解像度の大きい画像ファイルにリンクした HTML ファイルで記述されたウェブページは、ほとんどの場合正しく表示できず、また、画面を複数のフレームに分割し、各フレームに異なる URL...を有するファイルを割り当てるフレーム表示のウェブページを含むウェブサイトなどでは、そもそも管理者側が携帯電話機からのアクセス自体を拒否することもある。(【0006】)

最近では、パソコン向けウェブページを閲覧できる「フルブラウザ機能」又は「PC...サイトビュー機能」を有する携帯電話機が発売されているが、多くの場合、...ウェブページの作成者が本来意図したはずの、パソコンの画面イメージとして実現されるレイアウトで表示されるわけではない。

また、携帯電話機によっては、パソコンでの画面イメージに近いレイアウトで表示するレンダリングモードを有する場合もあるが、...このレンダリングモードでは、水平スクロールを何度も繰り返さなければウェブページの全体を閲覧することができず、したがって、ウェブページの全容を理解することに支障が生じる。(【0007】)

携帯情報通信装置でゲームを楽しむ場合でも、そのゲームはグラフィックスがサイズの小さな付属ディスプレイに表示できる程度の比較的単純なゲームに限定される。...

また、付属ディスプレイの画面解像度が最大でも QVGA である携帯電話機でテレビ番組を視聴する場合、...テレビ放送が前提とする有効走査線の数 (= 垂直画素数。...) は付属ディスプレイの画面垂直解像度...より大きい
5 ため、画素を間引いて表示する必要がある。...付属ディスプレイの画面解像度が最大でも QVGA である携帯電話機では、十分なテレビチューナ機能及び表示機能を有するテレビジョン受像機...によってテレビ放送信号を
10 適切に処理した場合に表示される本来の解像度を有する画像...を全画面表示することができず、それより解像度の低い画質の劣った画像しか表示できない。【0008】

このような事情から、携帯情報通信装置のユーザーは、携帯情報通信装置とともにパソコンを所有することも多い。【0009】

ところが、このような方法において使用されるパソコン...を所有するために要するコストは、携帯電話機を始めとする携帯情報通信装置自体を所有するために要するコストより、通常は大きい。
15

このため、データ通信やデータ処理のニーズが電子メールの送受信やウェブページの閲覧等に限られるような多数のユーザーにとって、上記のように、長文の電子メールを読んだり、パソコン向けウェブページを閲覧したりする際の、付属ディスプレイの画面サイズ・解像度が小さいことに起因する不便さを解消するためだけに別途パソコンを所有することは、経済的に不合理である。
20

一方、携帯情報通信装置のデータ処理手段は、...付属ディスプレイに画像を表示するための表示データ処理機能については、表示画面が小さいと
25 いうことを除けば、パソコンにおける CPU 等のプロセッサの機能に匹敵す

る。それにもかかわらず、上記のようなパソコンと携帯情報通信装置との使い分けを行うとすれば、同種のものに二重投資を行うことになり、結果として少なくとも一方の稼働率の低下をもたらすため、資源の効率的な利用の観点からも好ましくない。【0010】

5 同様の「不合理な二重投資」と「非効率的な資源利用」という問題は、携帯情報通信装置がテレビチューナ機能を有する場合についても生じる。【0011】

10 このような事情から、携帯情報通信装置の携帯性を損なわないために付属ディスプレイのサイズを現状通りに維持したままで、しかもパソコンを併用することなく、長文の電子メールやパソコン向けウェブページ、娯楽性の高いゲーム、さらにはテレビ番組の映像などを大きな画面で表示すること、特に、長文の電子メールについては、垂直スクロールを繰り返すことなく読めること、パソコン向けウェブページについては、パソコンでの画面イメージに近いレイアウトで表示し、しかも水平スクロールを繰り返すことなく閲覧できること、テレビ番組については、テレビ放送における本来画像を全画面表示することが課題とされている。【0013】

15 このような課題を解決するため、携帯情報通信装置に、該携帯情報通信装置の付属ディスプレイよりも画面が大きい外部ディスプレイ装置（以下、大画面外部ディスプレイ装置と略称する）を接続することにより、大画面外部ディスプレイ装置で画像を表示する技術がいくつか開示されており、そして、それらの技術は、以下の3つのタイプに分類される。

20 第一種：携帯情報通信装置と大画面外部ディスプレイ装置を何らかの接続ユニットを介して接続するタイプ

25 第二種：携帯情報通信装置と大画面外部ディスプレイ装置は直接的に接続されるが、その代わりに、大画面外部ディスプレイ装置としては、携帯情報通信装置から受信した表示データに各種の処理を施す機能を有する画

像表示装置が使用されるタイプ

第三種：携帯情報通信装置と大画面外部ディスプレイ装置は直接的に接続され、しかも、大画面外部ディスプレイ装置としては、携帯情報通信装置との間での何らかのインターフェース手段は備えていることを除けば、
5 テレビモニタ等の汎用的なディスプレイが用いられるタイプ（【0014】）

このうち、第一種の技術...においては、携帯情報通信装置とは別にパソコンを用いる必要はないが、その代わりに、別途、...何らかの表示データ処理手段を備えた接続ユニットが必要である。（【0015】）

一方、第二種の技術...においては、パソコンやそれに準ずるような接続ユニットは不要であるが、今度は、大画面外部ディスプレイ装置として、テレビ受像機のような汎用的なディスプレイ装置をそのままでは使用できず、...表示データ処理手段を備えた画像表示装置を使用しなければならない。（【0017】）
10

それに対して、第三種の技術は、接続ユニットや特殊な画像処理装置を使用せず、携帯情報通信装置と汎用的な大画面外部ディスプレイ装置だけで構成される。このため、一般的にあって、「不合理な二重投資」や「非効率な資源利用」の問題が、少なくとも第一種の技術や第二種の技術よりは少ないと考えられる。（【0019】）
15

この第三種の技術として既に実用化されているものに、いわゆる「テレビ（TV）出力機能」又は「AV 出力機能」を有する携帯電話機がある。...
20 しかし、その場合にテレビモニタに表示される画像の解像度は、付属ディスプレイの画面解像度（最大でも QVGA）と同じであるため、該画像は、テレビモニタの中央部に小さく表示されるか、画質の粗い拡大画像が全面に表示されるかのいずれかである。（【0020】）

仮に、これらの携帯電話機が「フルブラウザ機能」又は「PC サイトビュー
25 ー機能」を有し、閲覧したパソコン向けウェブページをテレビモニタで閲

覧できるようになったとしても、それはあくまでも付属ディスプレイに表示される画面イメージを拡大表示するだけであって、画面イメージの解像度が増えるわけではない。(【0021】)

したがって、上記の課題を解決するためには、「TV 出力機能」又は「AV 出力機能」を有する携帯電話機のように、ただ単に付属ディスプレイに表示される画像を大画面外部ディスプレイ装置に拡大表示するという機能を有するに留まらず、付属ディスプレイの画面解像度よりも解像度が大きい画像を大画面外部ディスプレイ装置に表示する機能を有する携帯情報通信装置を提供することが必要である。(【0022】)

特許文献 12 においては、表示制御回路 21 は、CPU11 の制御下で、入力された表示データを携帯電話機側の簡易型液晶表示パネル 23 と CRT 表示機 24 に接続されるモニタ端子 25 に振り分けて送る機能を有することが開示されており、これにより、画像を形成する画面上の表示データが多く、表示データのコンテンツが簡易型液晶表示パネル 23 に対応しない場合には、CRT 表示機 24 を使うことで必要とする表示データのすべてを欠落なく表示できるとされている。(【0027】。なお、「特許文献 12」とは、丙 B9 文献である。【0030】)

一見したところ、この技術によれば、大画面外部ディスプレイ装置において、付属ディスプレイの画面解像度よりも解像度が大きい画像を表示するという上記の課題を解決できるように思われる。しかしながら、特許文献 12 には、以下の 2 つの問題がある。

第一に、表示制御回路 21 が表示データを簡易型液晶表示パネル 23 とモニタ端子 25 に振り分けて送る際の、その振り分けの機構が不明である。特許文献 12 には、「表示データのコンテンツが...に対応する場合には」又は「表示データの送出先が...を指示する場合には」という記載があるが、この「対応」がどのような機構によって判断され、「指示」がどのような機構

によって実現されるのかは全く開示されていない。

第二に、モニタ端子 25 に CRT 表示器 24 が接続されずに携帯電話機が単独で使用されている状況で、「CRT 表示器 24 に対応する」表示データが表示制御回路 21 に...入力された場合、簡易型液晶表示パネル 23 にどのような画像が表示されるのかが不明である。仮に、そのような場合に、簡易型液晶表示パネル 23 に全く画像が表示されないのであれば、ユーザーの利便性を損なうし、逆に、例えば、簡易型液晶表示パネル 23 には部分像が表示されて、スクロール操作によって全画像を見ることができるとすれば、それを実現するための機構が全く開示されていない。

したがって、特許文献 12 において開示されている技術も、付属ディスプレイの画面解像度よりも解像度が大きい画像を大画面外部ディスプレイ装置に表示する機能を有する携帯情報通信装置を提供するという課題を解決するものではない。【0028】

ウ 発明が解決しようとする課題

本発明はこのような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、...携帯情報通信装置に大画面外部ディスプレイ装置を接続することにより、...該大画面外部ディスプレイ手段において、付属ディスプレイの画面解像度よりも解像度が大きい画像を表示すること、特に、長文の電子メールについては、垂直スクロールを繰り返すことなく読めること、パソコン向けウェブページについては、パソコンでの画面イメージに近いレイアウトで表示し、しかも水平スクロールを繰り返すことなく閲覧できること、テレビ番組については、テレビ放送における本来画像を表示することを、該大画面外部ディスプレイ手段向けの専用の表示データ生成手段を、付属ディスプレイに画像を表示するためにもともと必要である表示データ生成手段...とは別個に使用することなく、...付属表示データ生成手段への若干の機能追加だけで実現する携帯情報通信装置を提供する点にあ

る。【0031】

エ 課題を解決するための手段

携帯情報通信装置において、前記データ処理手段は、後記グラフィック
コントローラ 1 に対して、仮想画面におけるビットマップデータを生成す
5 るように命令する描画命令と、前記送信先指定手段の指定に基づき、該ビ
ットマップデータから必要な部分を切り出して前記ディスプレイ制御手
段 A と前記インターフェース手段 A1 の少なくとも一方に送信するように
命令する送信命令とを与える中央演算回路 1 と、前記描画命令に基づき仮
想画面におけるビットマップデータを生成して後記ビットマップメモリ 1
10 11 に書き込むとともに、前記送信命令がビットマップデータを前記ディス
プレイ制御手段 A に送信するように命じる場合には、後記ビットマップメモ
リ 1 から該ディスプレイパネル A に表示される画像に対応する部分だけを
切り出して前記ディスプレイ制御手段 A に送信し、前記送信命令がビット
マップデータを前記インターフェース手段 A1 に送信するように命じる場
15 合には、後記ビットマップメモリ 1 から周辺装置における外部ディスプレ
イ手段の画面に表示される高解像度画像に対応する部分だけを切り出し
て前記インターフェース手段 A1 に送信するグラフィックコントローラ 1
と、前記グラフィックコントローラ 1 で生成された仮想画面におけるビッ
トマップデータを保持するビットマップメモリ 1 とを備えるようにしたも
20 のである。（【0041】）

オ 発明の効果

これにより、付属ディスプレイパネルにおいては、その画面解像度に相
当する部分だけを切り出した部分画像しか表示できなかつたり、画素を間
引くことによって画質を落とした全体画像しか表示できなかつたりした
25 ような画像を、高解像度外部ディスプレイ手段においては、その本来の解
像度のままの全体画像として表示できるようになる。...

従来の技術のように、携帯情報通信装置に備えられた表示データ処理手段とは別に、外部ディスプレイ手段を含む周辺装置向けの専用の表示データ生成手段を設ける必要はなく、「不合理な二重投資」や「非効率な資源利用」の問題は回避できる。(【0078】)

5 カ 発明を実施するための最良の形態

携帯電話機 1 が、インターネットに接続したウェブサイトアクセスし、該ウェブサイト構成するウェブページを閲覧している場合には、中央演算回路 1_10A1 は、...ウェブページ構成するマークアップ文書ファイル及びそのリンクファイルを取得し、ウェブページのレイアウト形式に応じて以下のように描画命令を生成・送信する。すなわち、ウェブページがリキッドレイアウト、又は LCD パネル 15A の画面水平解像度...よりも狭い固定幅レイアウトを採用していれば、LCD パネル 15A の画面水平解像度と同じ水平画素数を有するページ画像の描画命令を、ウェブページが LCD
10 パネル 15A の画面水平解像度よりも広い固定幅レイアウトを採用していれば、該固定幅と同じ水平画素数を有するページ画像の描画命令を、それ
15 ぞれ生成し、該描画命令をグラフィックコントローラ 1_10B に送信する。

グラフィックコントローラ 1_10B は、該描画命令に基づき仮想画面におけるビットマップデータを生成し VRAM1_10C に書き込むとともに、LCD
20 パネル 15A に表示され、LCD パネル 15A の画面解像度と同じ解像度を有する画像を記述するビットマップデータを VRAM1_10C から切り出して LCD ドライバ 15B に送信する。(【0117】)

携帯電話機 1 がテレビ番組の視聴用に使用される場合、テレビ受信用アンテナ 112A で受信したテレビ放送信号は、...中央演算回路 1_10A1 に送信される。

25 携帯電話 1 においては、テレビ番組の画像を、LCD パネル 15A を縦置きにして表示する...か、横置きにして表示する...かを、...選択することがで

5 き、中央演算回路 1_10A1 は、この選択に対応した入力信号及び前記デジタル動画信号に基づき、LCD パネル 15A に表示される画面イメージ...のビットマップデータを作成する描画命令を生成し、該描画命令をグラフィックコントローラ 1_10B に送信する。この際、テレビ放送における本来画像の水平・垂直画素数は、...LCD パネル 15A の水平・垂直画素数よりも大きい
10 ため、描画命令の生成にあたっては、...デジタル動画信号を一部間引くことによって、解像度の低い画像の全体画像の描画命令を生成する。

グラフィックコントローラ 1_10B、VRAM1_10C 及び LCD ドライバ 15B の動作は、...ウェブページのページ画像を表示する場合と同様であり、結果として、LCD パネル 15A にテレビ放送の動画がリアルタイムで表示される。**【0118】**

15 作動中の携帯電話機 1 と、インターフェース部 C1_35 に外部ディスプレイ装置 5 が接続しており作動中の接続ユニット 3...を接続した場合、...携帯電話機 1 の中央演算回路 1_10A1 は、接続ユニット 3 から、接続ユニット 3 が接続していることを検知する信号...、及び接続ユニット 3 のインターフェース部 C1_35 に接続された外部ディスプレイ装置 5 の画面解像度データを...受信する。

20 そして、携帯電話機 1 の中央演算回路 1_10A1 が前記接続検知信号を受信した場合、中央演算回路 1_10A1 は、LCD パネル 15A の画面水平解像度又は画面解像度に対応した画像の描画命令に替えて、以下で説明するように、LCD パネル 15A の画面解像度より大きな解像度を有する画像の描画命令を生成し、グラフィックコントローラ 1_10B に対して送信する。また、中央演算回路 1_10A1 は、上記の描画命令とともに、VRAM1_10C から切り出したビットマップデータを、LCD ドライバ 15B に送信する代わりに、
25 TMDS トランスミッタ 13A に送信するように命令する送信命令を生成し、該送信命令をグラフィックコントローラ 1_10B に送信する。**【0123】**

まず、インターネットに接続したウェブサイトアクセスし、該ウェブサイト
サイトを構成するウェブページを閲覧している場合には、中央演算回路
1_10A1 は、...ウェブページのレイアウト形式に応じて以下のように描画命
令を生成・送信する。ウェブページがリキッドレイアウト、又は外部ディ
5 スプレイ装置 5 の画面水平解像度...よりも狭い固定幅レイアウトを採用し
ていれば、外部ディスプレイ装置 5 の画面水平解像度と同じ水平画素数を
有するページ画像の描画命令を生成・送信し、ウェブページが外部ディ
スプレイ装置 5 の画面水平解像度よりも広い固定幅レイアウトを採用してい
れば、該固定幅と同じ水平画素数を有するページ画像の描画命令を生成・
10 送信する。

一方、テレビ放送を視聴している場合...には、...デジタル動画信号にお
ける本来画像の解像度は、外部ディスプレイ装置 5 における画面解像度よ
り依然として大きいため、中央演算回路 1_10A1 は、該デジタル動画信号
を一部間引くことによって、解像度を外部ディスプレイ装置 5 の画面解像
15 度に合わせた低画質の全体画像の描画命令が生成・送信される。(【0124】)

外部ディスプレイ装置 5 として、画面解像度が VGA サイズであるよう
なものに替えて、フルハイビジョンテレビモニタ...のように、画面解像度
が十分に大きい...ものを使用する場合には、中央演算回路 1_10A1 が生成・
送信する描画命令は、以下のように変わる。

20 まず、ウェブページを閲覧している場合には、ほとんどのウェブページ
は、仮に固定幅レイアウトを採用している場合でも該固定幅が外部ディ
スプレイ装置 5 の画面水平解像度を超えることはないため、中央演算回路
1_10A1 においては、外部ディスプレイ装置 5 の画面水平解像度と同じ水
平画素数を有するページ画像の描画命令が生成・送信される。

25 次に、テレビ放送を視聴している場合...にも、デジタル動画信号におけ
る本来画像の解像度は、外部ディスプレイ装置 5 の画面解像度を超えるこ

とはないため、中央演算回路 1_10A1 においては、デジタル動画信号における本来画像の描画命令が生成・送信される。【0126】

グラフィックコントローラ 1_10B は、中央演算回路 1_10A1 から受信した描画命令に基づき、あらかじめ設定された仮想画面上においてビットマップデータを生成し、VRAM1_10C に書き込む。さらに、グラフィックコントローラ 1_10B は、中央演算回路 1_10A1 から入手した外部ディスプレイ装置 5 の画面解像度データに基づき、外部ディスプレイ装置 5 の画面解像度と同じ解像度を有し、外部ディスプレイ装置 5 の画面に表示される画像を記述するビットマップデータを VRAM1_10C から切り出す。その上で、中央演算回路 1_10A1 から受信した送信命令に基づき、該ビットマップデータを TMDS トランスミッタ 13A に送信し、TMDS トランスミッタ 13A は、該ビットマップデータを、...接続ユニット 3 のインターフェース部 B_33 に TMDS 伝送方式で送信する。【0127】

接続ユニット 3 においては、インターフェース部 B_33 で受信・転送されたビットマップデータを、TMDS レシーバ機能を有するインターフェース部 C1_35 で受け入れて、必要な処理を行った上で外部ディスプレイ装置 5 に送信し、結果として、外部ディスプレイ装置 5 の画面において、その画面解像度に対応した解像度を有する画像が表示される。その際、...外部ディスプレイ装置 5 の画面水平解像度よりも広い固定幅レイアウトを採用しているウェブページを閲覧している場合には、外部ディスプレイ装置 5 の画面には、ページ画像は水平方向の一部だけが表示されることになり、水平スクロールを行うことによってページ画像の全体が閲覧できる。一方、テレビ放送を視聴している場合...には、デジタル動画信号の本来画像よりも解像度の低い画像が全画面表示される。【0128】

ただし、外部ディスプレイ装置 5 として、...フルハイビジョンテレビモニタのような高解像度ディスプレイ装置を採用している場合には、外部デ

ディスプレイ装置 5 に表示される画像は、以下のように変わる。

まず、ウェブページを閲覧している場合には、上記の理由により、ほとんどのウェブページのページ画像はその水平方向の全体が表示され、水平スクロールすることなく閲覧できる。

5 次に、テレビ放送を視聴している場合...には、通常のケースでは、中央演算回路 1_10A1 においてデジタル動画信号における本来画像の描画命令が生成・送信されることに対応して、外部ディスプレイ装置 5 の画面には本来画像が表示される。【0129】

(2) 丙 B9 文献の記載事項及び丙 B9 発明

10 ア 丙 B9 文献には、以下の記載があることが認められる。

(ア) 発明の属する技術分野

本発明は、無線通信回線を介して他の電話と通話を行う携帯電話機に関する。【0001】

(イ) 従来技術

15 携帯電話機は携帯性、汎用性を確保するためできるだけ軽量化、小形化されることが望ましい。ところが、このような小形化が指向される携帯電話機において、液晶表示パネルの画面を必要以上に小形化することは望ましくない。この液晶表示画面には、少なくとも、...電話を利用するために必要な種々のメッセージを表示する必要があるからである。

20 【0002】

また、今日では、携帯電話機に対して、電話機能以外に種々の機能、例えばゲーム機能や携帯電話機本体のメモリからまたはウェブサイトから特定の画面を取り込んで、使用目的のテキストや画像に重ねて表示する機能などが付加されて、一つの表示画面に表示すべき情報も多くなっ
25 てきている。従って、できるだけ多くの情報を、スクロールせずに一つ

の画面上で同時に表示するためには、液晶表示画面はできるだけ大きく
することが望まれている。【0003】

(ウ) 発明が解決しようとする課題

5 しかしながら、携帯電話機は、電話機本体の携帯性を確保する観点か
ら 液晶表示画面を必要以上に大きくすることができず、このため、表
示すべき表示データのコンテンツが携帯電話機に付属の簡易型液晶表示
パネルでは対応できなくなり、表示データのすべてを一度に表示しきれ
ないという課題があった。【0004】

10 本発明はかかる従来の課題を解決するものであり、表示すべき表示デ
ータのコンテンツが簡易型液晶表示パネルに表示しきれない場合には、
外部接続された CRT 等の大型ディスプレイや内部に設けられた映写装
置によりすべての表示データを拡大して分り易く表示することができる
携帯電話機を提供することを目的とする。【0005】

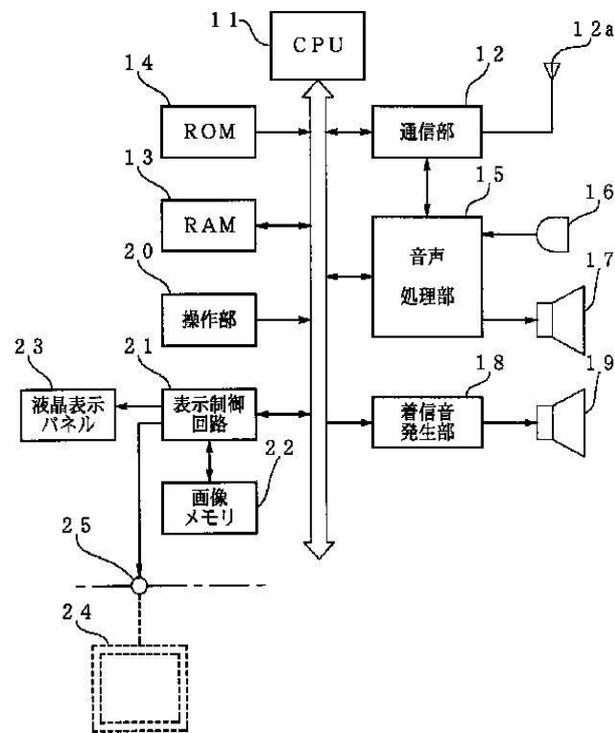
(エ) 課題を解決するための手段

15 上記目的達成のために、請求項 1 に記載の発明は、電話番号および各
種情報が表示される小型表示パネルを有し、無線通信回線を介して他の
電話と通話を行う携帯電話機において、表示すべき表示データを外部に
接続される大型表示装置に送出可能な表示制御回路およびモニタ端子を
設けたことを特徴とする…。【0006】

20 (オ) 発明の実施の形態

 図 1 は本発明の一実施形態による携帯電話機の構成を示すブロック図
であり、同図において、CPU（中央処理装置）11 は、電話機能プログラ
ムを実行することにより、携帯電話機各部の動作を制御する。また、通
信部 12 は、アンテナ 12a を有し、送信信号の変調および受信信号の復調
25 機能を有する。データ読み書き用の RAM（ランダムアクセスメモリ）13
は、ユーザ設定データなどを格納するメモリである。【0008】

【図 1】



また、ROM（リードオンリメモリ）14は、CPU11が実行する送信や着信の各種電話機能プログラムなどを格納している。（【0009】）

5 さらに、操作部20は「0」～「9」のテンキーやファンクションキー等から構成され、電話番号や各種の機能データを入力可能にしている。表示部としての簡易型液晶表示パネル23は電話機能のメニューや、テンキーやファンクションキーなどの入力操作に応じたデータの表示を行う。

（【0010】）

10 また、表示制御回路21は、CPU11の制御下で、入力された表示データを画像メモリ22に記憶させるとともに、該画像メモリ22に記憶させた表示データを電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル23に表示させる。また、本実施形態では、特に、表示制御回路21が、前記表示すべき表示データのコンテンツが簡易型液晶表示パネル23に対応する
15 場合、または、表示データの送出先が簡易液晶表示パネル23を指示する

場合には、該簡易型液晶表示パネル 23 に表示データを送らせ、一方、表示すべき表示データのコンテンツがモニタ端子 25 に接続された CRT 表示器 24 に対応する場合、または、表示データの送出先が CRT 表示器 24 を指示する場合には、モニタ端子 25 へ表示データを送らせるようにしている。【0011】

このような携帯電話機において、CPU11 は、通話前において、RAM13 に登録してある通話相手の電話番号や氏名、あるいはメッセージなどを読み出し、表示制御回路 21 へ出力する。表示制御回路 21 はこれらのデータを一旦画像メモリ 22 に記憶させた後、簡易型液晶表示パネル 23 に表示させる。また、この表示制御回路 21 は前記のような液晶表示パネルの表示モードのほか CRT 表示装置の表示モードを持ち、電話番号や簡単なメッセージなどのように表示すべき情報量が少なく、全てを同時に表示できる場合には、つまり表示すべき表示データのコンテンツが簡易型液晶表示パネル 23 に対応する場合には、液晶表示モードにおいて簡易型液晶表示パネル 23 に表示データを送って表示させる。また、外部から取り込んだ画像情報などのように一度に表示すべきデータ量が多く、簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない表示データにあつては、つまり表示データのコンテンツが簡易型液晶表示パネル 23 に対応しない場合には、画面表示領域の大きい CRT 表示器 24 に表示できるように、その表示データ（ドットデータ）をモニタ端子 25 へ同期信号と共に送出する。【0013】

従って、画像を形成する画面上の表示データ量が多い場合であつて、簡易型液晶パネル 23 では表示内容が明瞭でない場合には、CRT 表示器 24 を使うことで必要とする表示データのすべてを欠落なく表示でき、従来のように、スクロール操作によって全画像を見る必要がなくなる。

【0014】

(カ) 発明の効果

5 以上のように、請求項 1 に記載の発明によれば、表示すべき表示データのコンテンツが小型表示パネルに対応する場合には、該小型表示パネルに表示データを送り、一方、表示データのコンテンツが大型表示装置に対応する場合には、大型表示装置が接続されるモニタ端子へ表示データを送る表示制御回路を設けたので、携帯電話機に固有の簡易型液晶表示パネルでは細部まで表示できなかったすべての表示データも、CRT 表示器を表示制御回路に接続するだけで分り易く表示できるという効果が得られる。(【0016】)

10 イ 丙 B9 発明

(ア) 丙 B9 文献の上記各記載によれば、丙 B9 文献には以下の発明(丙 B9 発明)の記載があると認められる。

6a 各種データの入力を可能とし、入力されたデータを CPU11 に送信する操作部 20 と、

15 6b アンテナ 12a を有し、送信信号の変調及び受信信号の復調機能を有し、CPU11 と相互に信号の送受信を行う通信部 12 と、

6c CPU11 が実行する各種プログラムを格納する ROM14 及びユーザ設定データ等を格納する RAM13 と、

20 6d1 ROM14 に格納されたプログラムに基づき、入力された表示データ(外部から取り込んだ画像情報)を、ドットデータとして簡易型液晶表示パネルや CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに送信するよう制御する CPU11 と、

25 6d2 CPU11 の制御下で、入力された表示データを画像メモリ 22 に記憶させると共に、画像メモリ 22 に記憶させた表示データ(ドットデータ)を電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル 23 又は CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 25 に送信する

表示制御回路 21 と、

6e 表示制御回路 21 から送られてきた表示データを表示する簡易型液晶表示パネル 23 と、

5 6f CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに接続されており、表示制御回路 21 から送られてきた表示データを CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに送信するモニタ端子 25 とを備え、

6g'1 通信部 12 が、簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない画像情報を受信して復調の上、CPU11 に送信し、CPU11 が、ドットデータとして簡易型表示パネルや CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに送信するよう表示制御回路 21 を制御し、

10 6g'2 CPU11 の制御下で、表示制御回路 21 が、表示データを画像メモリ 22 に記憶させると共に、画像メモリ 22 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル 23 又は CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 25
15 に送信して、簡易型液晶表示パネル 23 又は CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに画像を表示する機能を有する、携帯電話機において、

20 6h' 携帯電話機が、外部から受信した情報量の多い表示データ（簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない画像情報）を表示する機能を実現する場合に、表示制御回路 21 は、画像メモリ 22 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 25 に送信し、CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール操作することなく）表示する機能を実現し、

25 6i モニタ端子 25 は、表示制御回路 21 から受信した表示データ（ドットデータ）を CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに表示できるよ

うにして送信する機能を有する、

6j ことにより、CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく（スクロール操作することなく）表示できるようにした、

5 6k 携帯電話機

(イ) これに対し、被告及び被告補助参加人 FCNT は、丙 B9 発明の構成につき、構成 6h'1（外部から受信した情報量の多い表示データを携帯電話機が簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない画像情報を表示する機能を実現する場合に、表示制御回路 21 は、画像メモリ 22 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル 23 に送信し、簡易型液晶表示パネル 23 に表示データのすべてを欠落なく表示できない（表示データのすべてを欠落なく表示できない、またはスクロール操作によらなければ全画像を見られない）または表示内容が明瞭でない（拡大しなければ字を読みにくい）ように表示する機能と）を有する旨主張する。

しかし、丙 B9 文献の記載を見ても、「一度に表示すべきデータ量が多く、簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない表示データ」の場合すなわち「表示データのコンテンツが簡易型液晶表示パネル 23 に対応しない場合」に、当該データを当該簡易型液晶表示パネルで表示しようとしたときにどのような表示がされるか（表示可能であるか否かも含む。）については、特定されていないといえる。そうである以上、丙 B9 発明の構成としては、構成 6h'1 を有するとはいえない。この点に関する被告及び被告補助参加人 FCNT の主張は採用できない。

(3) 新規性ないし進歩性の有無について

25 ア 一致点及び相違点

本件特許に係る特許請求の範囲の記載並びに前記各認定に係る本件明細

書及び丙 B9 文献の各記載によれば、本件発明と丙 B9 発明の一致点及び相違点は、以下のとおりであることが認められる。

(7) 一致点

本件発明の構成要件 A～F 及び I～K と丙 B9 発明の構成 6a～6f 及び 6i
5 ～6k は、一致するといえる。この点では当事者間に争いはない。

また、丙 B9 文献の記載（【0004】～【0006】、【0013】、【0014】）によれば、丙 B9 発明は、構成 6g'1 及び 6g'2、すなわち、通信部 12 が、簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない画像情報を受信して復調の上、CPU11 に送信し、CPU11 が、ドットデータとして CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに送信するよう表示制御回路 21 を制御し（構成
10 6g'1）、CPU11 の制御下で、表示制御回路 21 が、表示データを画像メモリ 22 に記憶させるとともに、画像メモリ 22 に記憶させた表示データ（ドットデータ）を CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子 25 に送信して、CRT 表示器 24 等の大型ディスプレイに画像を表示する機能を備えるという構成（構成 6g'2）を有することが認められる。
15 すなわち、丙 B9 発明は、携帯情報通信装置（携帯電話機）が高解像度画像（簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない画像情報）を受信・処理し、大型ディスプレイに対する表示機能を有するという構成を備えるものと認められる。

20 そうである以上、丙 B9 発明の構成 6g'1 及び 6g'2 は、本件発明の構成要件 G' と一致すると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、本件発明の構成要件 G' と丙 B9 発明の構成 6g'1 及び 6g'2 とは相違する旨主張する。しかし、上記のとおり、この点に関する原告の主張は採用できない。

25 (4) 相違点

前記のとおり、丙 B9 発明では、「一度に表示すべきデータ量が多く、

簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない表示データ」の場合
すなわち「表示データのコンテンツが簡易型液晶表示パネル 23 に対応
しない場合」に、当該データを当該簡易型液晶表示パネルで表示しよう
としたときにどのような表示がされるか(表示可能であるか否かも含む。)
5 については特定されていない。

他方、本件発明は、「携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・
表示機能を実現する場合に、前記単一の VRAM から「前記ディスプレイ
パネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」
を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示
10 信号」を生成し、該デジタル表示信号をディスプレイ制御手段に送信す
る機能」を有する（構成要件 H'）。

したがって、本件発明と丙 B9 発明とは、以下の点で相違するといえ
る（以下「相違点 6'」という。）。すなわち、本件発明は、高解像度画像
受信・処理・表示機能を実現する場合に、ディスプレイパネルの画面解
15 像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータを読み出し、送信
する機能を有するのに対し、丙 B9 発明は、そのような機能を有する
とはいえない。

これに反する被告及び被告補助参加人 FCNT の主張は採用できない。

また、原告は、丙 B9 発明につき、通信部 12 が「本来解像度がディス
20 プレイパネル（簡易型液晶表示パネル 23）の画面解像度より大きい画像
データ」を伝達する無線信号を受信するものではないことを前提に、相
違点 6 の存在を主張する。

しかし、丙 B9 文献を子細に検討しても、同文献につき、通信部 12 が
「本来解像度がディスプレイパネル（簡易型液晶表示パネル 23）の画面
25 解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信するものでは
ないものとして丙 B9 発明を記載していると理解すべき記載も示唆もな

い。したがって、この点に関する原告の主張はその前提を欠き、採用できない。

イ 相違点 6'の容易想到性

(ア) 前記 (2)ア) のとおり、丙 B9 文献には、「今日では、携帯電話機に対して、電話機能以外に種々の機能...が付加されて、一つの表示画面に表示すべき情報も多くなってきている。従って、できるだけ多くの情報を、スクロールせずに一つの画面上で同時に表示するためには、液晶表示画面はできるだけ大きくすることが望まれている。」(【0003】)との記載及び「画像を形成する画面上の表示データ量が多い場合であって、簡易型液晶パネル 23 では表示内容が明瞭でない場合には、...従来のように、スクロール操作によって全画像を見る必要がなくなる。」(【0014】)との記載がある。これらの記載によれば、丙 B9 文献の出願日である平成 12 年 1 月 5 日当時、携帯電話機の簡易型液晶表示パネルに当該表示パネルの解像度より大きい表示データを表示する場合に、大きい表示データから上記表示パネルと同じ解像度の表示データを生成して前記簡易型液晶表示パネルに表示し、スクロール操作を行うことで全画像を見ることができるとは、当業者の技術常識であったことがうかがわれる。

また、携帯電話機は、通常、利用者によって携帯された状態で使用されることを前提としており、その際、内蔵された表示パネルのみによる表示を行うことは多言を要しない。そうすると、丙 B9 発明の携帯電話機において、前記表示パネルのみによる表示を行うときに、一度に表示すべきデータ量が多く、簡易型液晶表示パネル 23 では明瞭に表示できない表示データを表示するために、従来のように前記表示データから前記表示パネルと同じ解像度の表示データを生成して表示することは、当業者にとって当然の事項といえる。

5 以上によれば、当業者にとって、丙 B9 発明に上記技術常識を適用することにより、高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータを読み出し、送信する機能、すなわち、相違点 6'に係る本件発明の構成を想到することは容易であったといえる。

(1) 原告の主張について

これに対し、原告は、本件発明と丙B9発明には相違点6が存在することを前提として、当該相違点に係る本件発明の構成は当業者にとって容易に想到し得ない旨を主張する。

10 しかし、本件発明と丙 B9 発明との相違点は相違点 6'であって、相違点 6 ではないから、原告の上記主張はその前提を欠く。その点を措くとしても、高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、簡易型液晶表示パネル 23 で画像を表示するための表示データを生成・送信する機能を有する構成とすることは、前記のとおり、当業者にとって、技術常識を適用することにより容易に想到することができたといえる。

したがって、この点に関する原告の主張は採用できない。

(4) 小括

20 以上より、本件発明は、丙 B9 発明に本件出願当時の技術常識を適用することにより、容易に発明することができたものといえる。したがって、本件特許は、特許法 29 条 2 項に違反してされたものであり、特許無効審判により無効にされるべきものと認められるから（同法 123 条 1 項 2 号）、その余の点につき判断するまでもなく、原告は、被告に対し、本件特許権を行使することができない（同法 104 条の 3 第 1 項）。

2 結論

25 よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 47 部

5

裁判長裁判官

杉 浦 正 樹

10

裁判官

小 口 五 大

15

裁判官

久 野 雄 平

20

(別紙)

当事者目録

5

原 告 株式会社 DAP リアライズ

被 告 株式会社 NTT ドコモ

10

同訴訟代理人弁護士 大 野 聖 二

同 小 林 英 了

同訴訟代理人弁理士 松 野 知 紘

同 酒 谷 誠 一

15

被告補助参加人 シ ャ ー プ 株 式 会 社

(以下「被告補助参加人シャープ」という。)

同訴訟代理人弁護士 生 田 哲 郎

20

同 佐 野 辰 巳

被告補助参加人 F C N T 株 式 会 社

(以下「被告補助参加人FCNT」という。)

25

同訴訟代理人弁護士 田 中 成 志

同 板 井 典 子

同
同
同

山 田 徹
澤 井 彬 子
沖 達 也

別紙

被告製品目録

- 1 イ号製品
5 スマートフォン「docomo NEXT series Optimus LTE L-01D」
- 2 ロ号製品
スマートフォン「docomo NEXT series Optimus Vu L-06D」
- 3 ハ号製品
スマートフォン「L-06D JOJO」
- 10 4 ニ号製品
タブレット「GALAXY Tab 10.1 LTE SC-01D」
- 5 ホ号製品
スマートフォン「docomo NEXT series GALAXY S II LTE SC-03D」
- 6 ヘ号製品
15 スマートフォン「docomo NEXT series GALAXY Note SC-05D」
- 7 ト号製品
タブレット「GALAXY Tab 7.7 Plus SC-01E」
- 8 チ号製品
スマートフォン「docomo NEXT series Xperia NX SO-02D」
- 20 9 リ号製品
スマートフォン「docomo with series Xperia acro HD SO-03D」
- 10 ヌ号製品
スマートフォン「docomo NEXT series AQUOS PHONE ZETA SH-09D」
- 11 ル号製品
25 スマートフォン「docomo NEXT series AQUOS PHONE sv SH-10D」
- 12 ヲ号製品

- スマートフォン「docomo NEXT series Xperia GX SO-04D」
- 13 ワ号製品
スマートフォン「docomo with series Xperia SX SO-05D」
- 14 カ号製品
5 スマートフォン「docomo with series Xperia AX SO-01E」
- 15 ヨ号製品
スマートフォン「docomo NEXT series REGZA Phone T-02D」
- 16 タ号製品
スマートフォン「docomo NEXT series GALAXY S III SC-06D」
- 10 17 レ号製品
スマートフォン「docomo with series Ascend HW-01E」
- 18 ソ号製品
スマートフォン「docomo NEXT series AQUOS PHONE ZETA SH-02E」
- 19 ツ号製品
15 スマートフォン「Xperia A SO-04E」
- 20 ネ号製品
スマートフォン「Xperia feat. HATSUNE MIKU SO-04E」
- 21 ナ号製品
スマートフォン「docomo NEXT series Optimus G L-01E」
- 20 22 ラ号製品
スマートフォン「docomo Disney Mobile on docomo F-07E」
- 23 ム号製品
スマートフォン「docomo MEDIAS X N-06E」

以上

別紙

特許請求の範囲（本件訂正前）

【請求項 1】

5 ユーザーがマニュアル操作によってデータを入力し、該入力データを後記中央演算回路へ送信する入力手段と；

無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信するとともに、後記中央演算回路から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段と；

10 後記中央演算回路を動作させるプログラムと後記中央演算回路で処理可能なデータファイルとを格納する記憶手段と；

前記入力手段から受信したデータと前記記憶手段に格納されたプログラムとに基づき、前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自らが処理可能なデータファイルとして前記記憶手段に一旦格納し、その後読み出した上で処理する中央演算回路と、
15 該中央演算回路の処理結果に基づき、単一の VRAM に対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信するグラフィックコントローラと、から構成される
20 データ処理手段と；

画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示するディスプレイパネルと、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき前記ディスプレイパネルの各々の画素を駆動するディスプレイ制御手段とから構成されるディスプレイ手段と；

25 外部ディスプレイ手段を備えるか、又は、外部ディスプレイ手段を接続するかする周辺装置を接続し、該周辺装置に対して、前記グラフィックコントローラから受

信したデジタル表示信号に基づき、外部表示信号を送信するインターフェース手段と；

を備える携帯情報通信装置において、

前記グラフィックコントローラは、前記携帯情報通信装置が「本来解像度がディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を処理して画像を表示する場合に、前記単一の VRAM から「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能と、前記単一の VRAM から「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能と、を実現し、

前記インターフェース手段は、前記グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタル RGB、TMDS、LVDS（又は LDI）及び GVIF のうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有する、

ことにより、

前記外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像」を表示できるようにした、

ことを特徴とする携帯情報通信装置。

以上

別紙

特許請求の範囲

【請求項 1】

5 ユーザーがマニュアル操作によってデータを入力し、該入力データを後記中央演算回路へ送信する入力手段と；

無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信するとともに、後記中央演算回路から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段と；

10 後記中央演算回路を動作させるプログラムと後記中央演算回路で処理可能なデータファイルとを格納する記憶手段と；

前記入力手段から受信したデータと前記記憶手段に格納されたプログラムとに基づき、前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自らが処理可能なデータファイルとして前記記憶手段に一旦格納し、その後読み出した上で処理する中央演算回路と、
15 該中央演算回路の処理結果に基づき、単一の VRAM に対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信するグラフィックコントローラと、から構成される
20 データ処理手段と；

画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示するディスプレイパネルと、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき前記ディスプレイパネルの各々の画素を駆動するディスプレイ制御手段とから構成されるディスプレイ手段と；

25 外部ディスプレイ手段を備えるか、又は、外部ディスプレイ手段を接続するかする周辺装置を接続し、該周辺装置に対して、前記グラフィックコントローラから受

信したデジタル表示信号に基づき、外部表示信号を送信するインターフェース手段と；

を備え、

前記無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理し、前記グラフィックコントローラが、該中央演算回路の処理結果に基づき、前記単一の VRAM に対してビットマップデータの書き込み／読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段又は前記インターフェース手段に送信して、前記ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に画像を表示する機能（以下、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記する）を有する、

携帯情報通信装置において、

前記グラフィックコントローラは、前記携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記単一の VRAM から「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能と、前記単一の VRAM から「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能と、を実現し、

前記インターフェース手段は、前記グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタル RGB、TMDS、LVDS（又は LD1）及び GVIF のうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表

示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有する、

ことにより、

- 前記外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像」を表示できるようにした、
- 5 ことを特徴とする携帯情報通信装置。

以上